

令和7年3月 改訂

道路移管の手引き

江東区 土木部

目 次

本編

1	道路移管手続きの流れ	P.	1	～	3
2	事前相談～基本計画説明における留意事項	P.	4	～	6
3	計画協議～確認(同意協議)における留意事項	P.	7		
4	道路の計画協議における検討項目	P.	8	～	9
5	設計協議～工事着手における留意事項	P.	10	～	11
6	工事完了～供用開始における留意事項	P.	12	～	17
7	道路実施設計における検討項目	P.	18	～	24
8	提出様式一覧	P.	25		

様式・資料関係

提出様式一式

標準構造図集

(参考)事業全体スケジュール

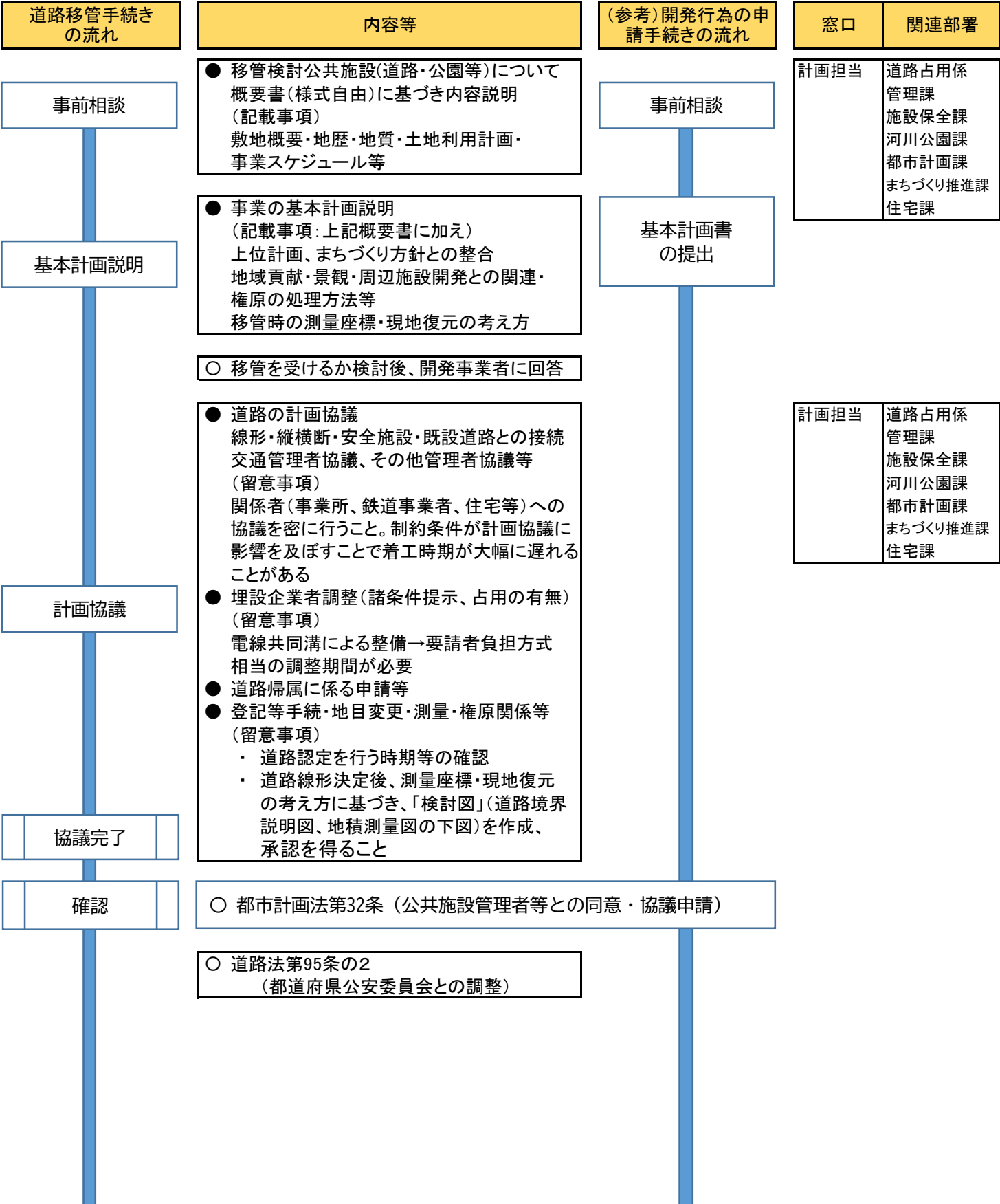
問 合 せ

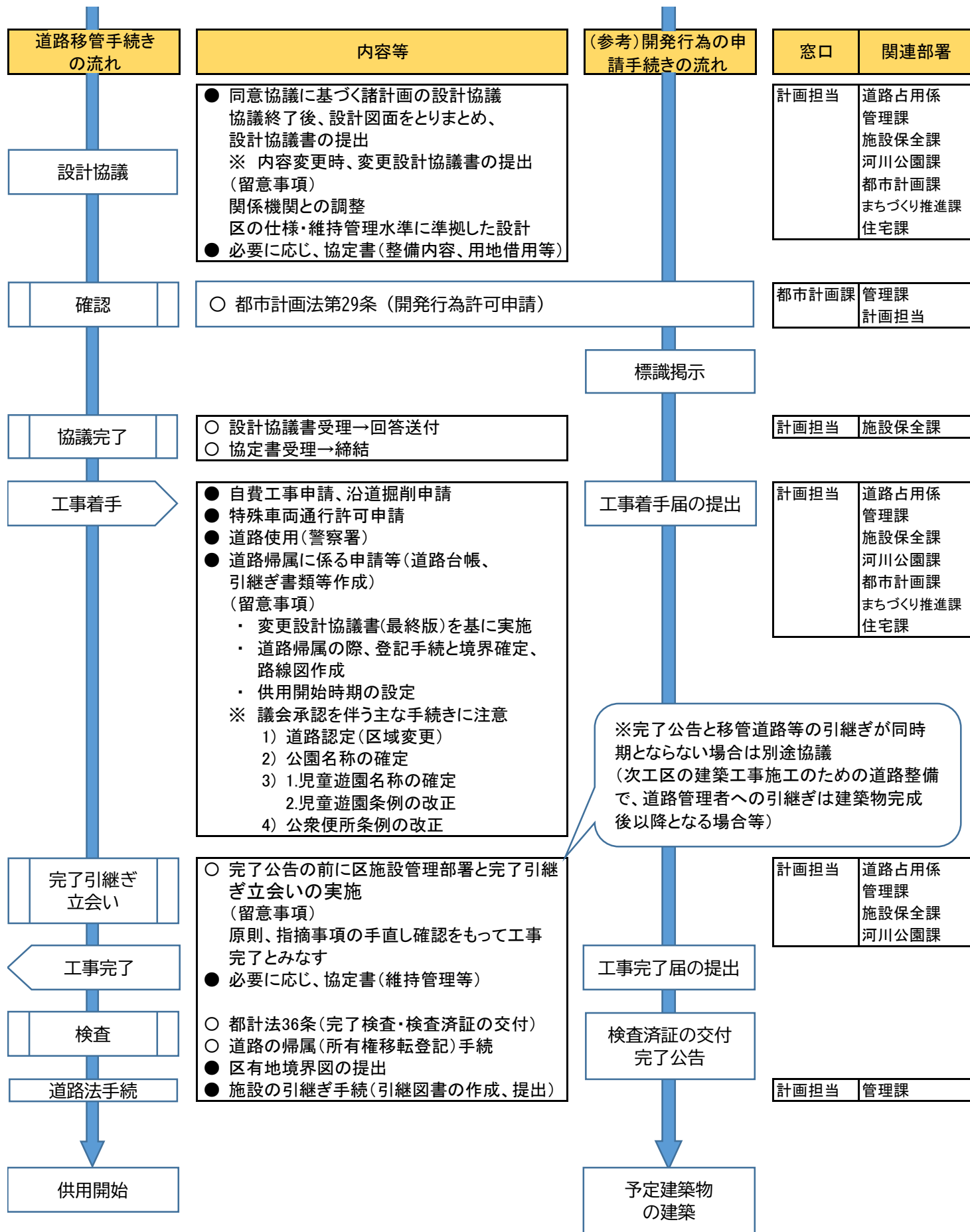
江東区役所土木部道路課計画担当

電話 03-3647-9346

1. 道路移管手続きの流れ

- ※ ●:事業者・事業主体が行う項目
- ※ ○:区が行う項目
- ※ ◆:議会承認を伴うもの
- ※ 橋梁移管の場合は随時橋梁係を担当部署とする





(参考)議会開催時期の目安

区議会定例会	第2回	第3回	第4回	第1回	備考
案件照会回答期日	4月中旬	7月上旬	9月中旬	11月下旬	
立案請求期日	4月下旬	7月下旬	9月下旬	12月中旬	※●資料作成期日
議決日(最終日)	6月下旬	10月下旬	12月中旬	3月下旬	

主な事前協議先

都市整備部都市計画課作成「開発許可制度のあらまし」に建築に係る事前協議先の記載がありますので確認して下さい。
土木施設(区道・河川・公園等)に関する事前協議先については、以下のとおりです。

◎主な事前協議先(区の場合 江東区役所代表電話 03-3647-9111)

協議相談事項	窓口番号	協議・相談先	連絡先
◆ 区道の幅員及び現地復元等 ◆ 境界確定に係る路線測量 ◆ 道路認定手続等	防災センター 3階1番	土木部管理課 境界確定係	内線6424～6426 03-3647-9641
◆ 権原等 ◆ 土地の分筆等 ◆ 不動産登記等 ◆ 区有地境界図	防災センター 3階1番	土木部管理課 用地係	内線6421～6423 03-3647-9371
◆ 江東区みどりの条例(緑化計画)に関する指導(敷地250㎡以上)	防災センター 3階3番	土木部管理課 CIG推進係	内線6476～6478 03-3647-2079
◆ 計画事前相談(道路) ◆ 線形協議(道路法95条の2関連) ◆ 道路設計協議 ◆ 敷地内の排水計画に関する指導	防災センター 3階5番	土木部道路課 計画担当	内線6434 03-3647-9346
◆ 自費工事申請・沿道掘削申請 ◆ 道路占用	防災センター 3階4番	土木部道路課 道路占用係	内線6451～6454 03-3647-9689
◆ 河川・公園等占用 ◆ 江東区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱	防災センター 6階2番	土木部河川公園課 工務係	内線6461～6464 03-3647-2538
◆ 護岸際の建築に関する指導	防災センター 6階1番	土木部河川公園課 工事係	内線6471～6475 03-3647-2089
◆ 計画事前相談(河川・公園等) ◆ 河川・公園等設計協議	防災センター 6階2番	土木部河川公園課 計画調整係	内線6465～6467 03-3647-9426
◆ 施設の維持管理等 ◆ 照明施設・排水施設等に関する仕様・構造	江東区木場 2-11-1	土木部施設保全課 道路保全係 照明設備係	03-3642-5004 03-3642-5027
◆ 河川・公園等に関する仕様・構造	江東区潮見 1-2-1	水辺と緑の事務所	03-5683-5581

2. 事前相談～基本計画説明における留意事項

はじめに

本手引きは、江東区で開発行為等を計画する際、新設道路の設置とそれに伴う提供公園の移管が想定される事業を計画されている方を対象に、区土木部各部署との協議内容の概要を示すものとして作成しています。

区で移管を受ける道路の条件

将来区が移管を受けて管理が可能な道路は、以下の条件を満たしたものとなります。

- ① 「都市計画マスタープラン」、「まちづくり方針」等、区の上位計画との整合性が認められる道路
- ② 起点・終点共に公道に接し、交通ネットワーク上重要な路線として区が認める道路
- ③ 起終点のどちらか一方が公道又は公有地(公園、公共施設等)に接し、且つ交通ネットワークや区民サービス上重要な路線として区が認める道路
- ④ 道路としての安全性が確保できる構造の道路
 - ◆ 法令等に準拠した、平面・縦横断線形であること(それぞれの組合せ線形についても同様)
 - ◆ 安全上必要な道路付属物(防護柵・反射板・標識類・照明設備等)が備わっていること
 - ◆ 将来交通量等を見据えた道路の構造(舗装構造・排水施設等)及び形態であること
 - ◆ 占用物件については、所定の基準類に合致していること
- ⑤ 開発行為、土地区画整理事業、再開発等では、都市防災機能の強化、歩道や自転車通行空間の確保、無電柱化等を行う道路
 - ◆ 複数のインフラ企業が電線類設置を予定している場合は、電線共同溝方式等による無電柱化を計画すること(注)
- ⑥ 土壌汚染のある土地は事業者の責にて、維持管理に支障とならないように対策を講じ区が認める道路

(注)無電柱化の推進について

- ◆ 平成28年12月16日施行、無電柱化の推進に関する法律第12条では、都市計画法第29条による開発行為などの事業が実施される際は、「電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにする」とされている。
- ◆ 平成31年4月1日付道路法施行規則第4条の4の2の改正により、電線電柱の占用を許可できるのは、「当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限り」とされている。

遵守すべき法令等(道路)

道路の設計・施工については、本手引きの外、下記法令及び基準等を準拠してください。

①【法令】

- ◆ 「道路法」・「道路交通法」・「道路構造令」
- ◆ 「江東区道路の構造の技術的基準等を定める条例」
- ◆ 「江東区道路標識の寸法を定める規則」
- ◆ 「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律」
- ◆ 「江東区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める規則」
- ◆ 「東京都福祉のまちづくり条例及び同施設整備マニュアル」
- ◆ 「東京都安全安心まちづくり条例」
- ◆ 「江東区道路占用規則」
- ◆ 「無電柱化の推進に関する法律」

②【基準類】

- ◆ 「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(国土技術研究センター)
- ◆ 「駅前広場計画指針」(日本交通計画協会)
- ◆ 「道路工事設計基準」、「建設局標準構造図集」(東京都建設局)
- ◆ 「建設局土木材料標準仕様書」、「建設局土木工事施工管理基準」(東京都建設局)
- ◆ 「建設局工事記録写真撮影基準」(東京都建設局)
- ◆ 「江東区土木工事標準仕様書」(江東区)
- ◆ 「道路占用許可基準」(江東区)

区で移管を受ける公園の条件

将来区が移管を受けて管理が可能な公園は、以下の条件を満たしたものととなります。

- ① 少なくとも1辺が公道に接し、管理車両の出入りに支障がないこと
- ② 整形で、接道延長に対し奥行が極端に長くないこと
- ③ 公園としての安全性・機能が確保できる構造であること
- ④ 敷地内に隣接地の土留め構造物(擁壁等)を含まないこと
- ⑤ 隣接地の地権者、住民等から公園設置の承諾を得ていること

遵守すべき法令等(公園)

公園の設計・施工については、本手引きの外、下記法令等を準拠してください。

- ①【法令】
 - ◆「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律」
 - ◆「東京都福祉のまちづくり条例」及び「同 施設整備マニュアル」
 - ◆「江東区移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則」
 - ◆「東京都安全安心まちづくり条例」
- ②【基準類】
 - ◆「移管公園の手引き」(江東区)
 - ◆「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)
 - ◆「遊具の安全に関する規準」(日本公園施設業協会)

概要書による説明

計画を提案する際には、「概要書」を作成して区に説明をしてください。

- ① 概要書の作成 (協議先:道路課計画担当)
 - ◆ 概要書の記載事項は以下の図を基本とし、必要に応じて内容を追加するなどして作成してください。
 - ※ 自由様式、ページ数等も任意

概要書例

案内図(住宅地図等)

計画地の位置を示す案内図

上位計画における位置づけ

都市計画マスタープラン
地区別まちづくり方針 等

敷地概要

計画所在地	日影規制
敷地面積	容積率
用途地域	建蔽率
高度地区	前面道路幅員
	その他

土地利用計画図

新設道路、提供公園等を明示
土地利用の考え、道路・提供公園
等の状況、予定建築物の用途、
配置、形質の変更の程度等

現況図との比較も明示

事業スケジュール(案)

基本計画説明

概要書による説明と併せ、完成後の土地の帰属の考え方を追加した検討図により基本計画の説明をしてください。

① 検討図の作成（協議先：管理課境界確定係）

◆ 現地復元の考え方の調整

基準点の点検結果の提示若しくは座標変換（ヘルマート）にて現地復元を行う。

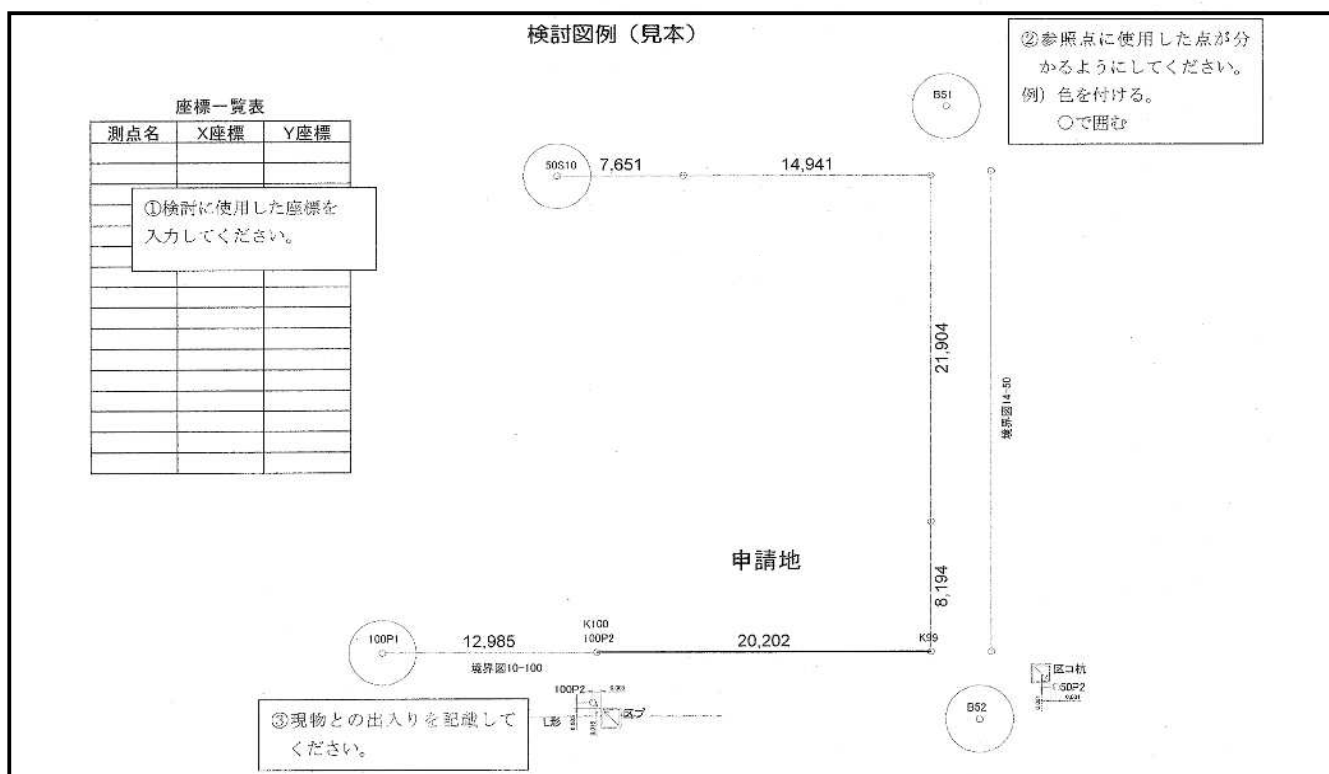
その際、路線図と開発区域の比較、移管時の測量座標の調整（路線図座標もしくは世界測地系2011）等を提示すること。調整後、「検討図」を作成し内容の確認を受けること。

※ 計画当初から測量方法等について確認をしておくことで事業完了後の成果品作成が円滑に行え
ると共に、現地とのズレが生じないよう、計画立案当初から検討をお願いしているものです。

※ この時点で未調整の場合、最終の面積や座標が提出済みの計画や登記済みの地積と相違が生
じることがあります。その際には変更をお願いすることになります。

② 検討図の作成方法

◆ 作成についての詳細事項は、別紙「検討図作成の手引き」を参考にしてください。



関係機関との調整等

- ① 線形の検討に当たっては、交通管理者（警察）と協議の上、進めてください
- ② 道路付属物及び道路占用物件の移設、撤去が発生する場合は、事業者の負担となります
- ③ 構造物及び施設の耐久性並びに維持管理を考慮した設計としてください
- ④ 生育環境、地域性、沿道状況に配慮した植栽計画としてください
- ⑤ 区の地域特性に合致した整備計画としてください（排水計画、歩行者ネットワーク等）
- ⑥ 占用物件は、所定の道路工作物配置基準に合致したものとし、引継ぎの際には将来管理企業者に管理を引継いだ上、区に占用許可申請書を提出するよう調整してください
- ⑦ 新設道路の整備に関連して接続する道路や周辺の道路の線形、仕様、構造などの変更が必要な場合は事前協議の上、自費工事承認申請等を適切に行ってください
- ⑧ 橋梁の移管または廃止に関する基本的な方針・設計等については、道路課橋梁係と調整してください
- ⑨ 事業内容により、必要に応じて道路移管等に関する事務手続き、移管の条件、維持管理等を定めた「協定書」又は「覚書」を締結する場合があります

3. 計画協議～確認（同意協議）における留意事項

本頁では、都市計画法第32条に規定する「公共施設の管理者の同意等」の協議（以下、同意協議）の成立に向けて、土木部と協議を行う内容について示します。（計画協議）

都市計画法32条（同意協議）

開発行為は都市整備部都市計画課発行の「開発許可制度のあらまし」に沿って申請手続きを進めてください。

① 道路計画協議（協議先：道路課計画担当、施設保全課）

- ◆ 道路管理者・交通管理者双方と線形協議を進めてください
- ◆ 計画にあたり、開発により交通規制が変わるなど周辺環境の変化が伴う場合は、関係する事業者、近隣住民、鉄道事業者等と協議を行い、了解を得てください
- ◆ インフラ企業者の埋設希望の確認を行ってください
- ◆ 原則、電柱を新設しない計画としてください
- ◆ 電線共同溝による地中線化を計画する場合は、原則、要請者負担方式による整備となります
- ◆ 道路線形協議が完了し、交通管理者に対して協議書を提出する場合は、区から交通管理者に対して文書施行を行う必要があるため、「依頼文」（別紙様式）を作成し、区に提出してください
- ◆ 原則、道路法第95条の2に規定する「都道府県公安委員会との調整」における交通管理者の回答が得られた後、同意協議の手続きに進んで下さい
- ◆ 同意協議の回答をもって、計画協議の完了とみなします

② 公園基本計画（協議先：河川公園課計画調整係）

- ◆ 「移管公園の手引き」に基づき施設計画を提示してください
- ◆ 文面での回答をもって基本計画協議の完了とみなします

③ 土地の帰属手続きに関する計画協議（協議先：管理課用地係・境界確定係）

- ◆ 所有権や地上権等、区が取得する権原の種類や範囲の確認を行ってください
- ◆ 道路線形が確定したら、「道路境界説明図」、「地積測量図」の“下図”を作成してください
※ 道路線形における、座標点の取り方などの詳細については、十分に協議を行ってください
- ◆ 計画にあたり、土地の状況確認のため現地の下見を区職員が行います
- ◆ 原則、“下図”の承認が得られた後、同意協議の手続きに進んで下さい
※ “下図”の承認は、道路線形の確定を承認するものではないことに注意
現段階で土地の分筆は行わないこと（都市計画法第29条「開発行為の許可」後より可能）

協議に際してのお願い

協議に際しては、事業者様におかれましても協議先の連絡先一覧の提出をお願いします。

◎主な協議連絡先（参考）

協議事項	社名	担当部署	連絡先（TEL/MAIL）
計画の総括			
道路の設計に関すること 交通管理者等協議 計画・設計・施工・道路占用等			
河川・公園等の設計に関すること 河川・公園等設計協議等 河川・公園使用等			
土地の帰属に関すること 境界確定・測量・現地復元・道路認定 土地の分筆・不動産登記等			

4. 道路の計画協議における検討項目

主に基本計画及び計画協議について検討する項目は、以下のとおりです。

I. 整備基本計画

- ① 本区の上位計画、都市計画マスタープラン、地区計画等に沿った環境整備を行うこと
- ② 「江東区道路網整備計画」(令和4年3月)に基づいた線形計画を行うこと
- ③ 法令等に準拠した道路構造とすること

II. 検討項目

- ① 多様な機能を重視した道路計画とすること
 - ・ 通行機能、アクセス機能、滞留機能、空間機能等
- ② 地域特性に沿った道路計画とすること
- ③ 自転車通行に配慮した道路計画とすること
- ④ 将来交通量を見据えた道路計画とすること
- ⑤ 安全性の確保
 - ・ 植栽や道路付属物による死角を作らない配置計画
 - ・ 横断抑止対策の連続性
 - ・ 車両と歩行者の分離
- ⑥ 維持管理動線の確保
 - ・ 道路清掃車、樹清掃、街路樹、植樹帯、照明設備等の維持管理車両
- ⑦ 路面排水の確保
 - ・ 縦断、横断勾配の検討
 - ・ 雨水流出量の計算
 - ・ 排水施設の配置、規格

III. 計画協議図面

計画協議に用いる主な図面における検討項目は、以下のとおりです。

※ 都市計画法第32条に規定する「公共施設の管理者の同意等」に添付する図面とは異なるものもあります。

【図書名称】	【縮尺】	【検討事項】
1 現況図	A3縮小出力で1/1000程度まで	方位、縮尺 事業区域の境界 事業区域内及びその周辺の道路、河川、公園、公共施設等の位置 主要地点における地盤高さ
2 道路計画平面図	A3縮小出力で1/1000程度まで	方位、縮尺、凡例、道路構造諸元 事業区域の境界(移管する道路部分を色分け) 計画高さ 道路幅員、隅切り長 曲線半径 安全施設の設置位置、形状 既存道路との接続位置、形状
3 道路標準横断面図	A3縮小出力で1/200程度まで	縮尺、凡例 幅員構成(車道、歩道、自転車通行帯、路肩、中央帯、停車帯、植栽帯等の構成幅員) 横断勾配 道路境界
4 道路縦断面図	A3縮小出力で1/1000程度まで	縮尺、凡例 勾配、盛土・切土高、計画高、地盤高 追加距離、単距離、測点 縦断曲線延長、曲線変化高 平面曲線部

【図書名称】	【縮尺】	【記載事項】
5 車両軌跡図	A3縮小出力で1/250程度まで	車両軌跡 交差点部、切り下げ部
6 照度分布図	A3縮小出力で1/1000程度まで	平均照度、最大照度、最小照度、均斉度 照明器具、光源、器具高さ、設置灯数
7 標準構造図	A3縮小出力で1/50程度まで	縮尺、凡例 街築、排水施設、交通安全施設、舗装、 照明施設
8 排水計画平面図(案)	A3縮小出力で1/1000程度まで	方位、縮尺、凡例 排水施設の位置、管径、取付勾配、距離、深さ 人孔の位置、人孔間の距離等 側溝の種別・名称 計画高さ(勾配変化点の高さ、区間距離)
9 道路占用物配置平面図(参考)	A3縮小出力で1/1000程度まで	道路法第32条第1項に定める工作物、物件、施設のうち、地上に設置されているもの
10 その他		1 上記の構造諸元の記載事項を定めた決定経緯を記したものの根拠資料の一覧表 2 その他道路管理者が必要と認める図書

IV. 計画協議の実施

区及び交通管理者、関係機関、地先住民等と協議を行います。

V. 計画協議の手順

「3. 計画協議～確認(同意協議)における留意事項」参照

5. 設計協議～工事着手における留意事項

本頁では、都市計画法第32条に規定する「公共施設管理者等との同意・協議申請」で使用した図面に加え、より具体的な設計内容について土木部と協議を行う内容について示します。（設計協議）

工事着手に伴う詳細部分の設計

- ① 道路設計協議（協議先：道路課計画担当、施設保全課）
 - ◆ 主に計画協議に定めのない事項について検討してください（以下参照のこと）
「7.道路設計協議における検討項目について」
- ② 公園等設計協議（協議先：河川公園課計画調整係）
 - ◆ 「移管公園の手引き」に基づき設計の詳細を検討してください

設計協議書の提出

設計協議の完了後、協議書を提出してください。

- ① 「設計協議書」の提出（道路・公園等施設ごとに作成してください）
 - ◆ 設計協議書（鑑）（別紙様式）
 - ◆ 設計図面（一式）
 - ◆ 協議書の提出後、区より回答を発行しますが、必要に応じ別途「協定書」や「覚書」等を締結することがあります（例）工区分けにより、工事完成から供用開始までの期間が長期に及ぶ事業

関係機関との調整等

許可申請までに以下の留意事項についても、関係部署と協議を進めてください。

- ① 工事全般に関すること
 - ◆ 工事中の仮囲い及び建築物に自家用看板や広告板等の屋外広告物を表示、設置するときは、東京都屋外広告物条例に基づく許可を得ること
 - ◆ 道路法による特殊車両の届けが必要な場合は、確認の上、該当する道路管理者に申請し、必ず許可を得ること
 - ◆ 「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」に基づき、雨水流出抑制施設設置計画書を提出すること
 - ◆ 敷地内の緑化について、「江東区みどりの条例」に基づき、緑化計画書を提出すること
 - ◆ エレベーターピット、地下室や駐車場など、地下利用に当たっては、集中豪雨などによる雨水流入を防止するため、排水設備や防水板などの対策を計画時より講じること
 - ◆ 工事車両について、速度抑制、過積載防止、安全確認の徹底を関係者に指導するなど交通安全対策を強化すること
また、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化すること
 - ◆ 将来利用者の自転車駐車を敷地内に設け、歩道上に駐車されることのないよう対策を講じること
- ② 道路に関すること
 - ◆ 基礎の掘削深度と道路の離隔により沿道掘削協議が必要となる場合が生じるため、事前に協議を行うこと
 - ◆ 車両出入りのため、L形・歩道切下げやガードパイプ撤去等が必要な場合やバリアフリー化による段差解消の為、L形等の切下げが必要な場合は、自費工事承認申請書を提出すること
その他、接する道路区域内で施工する場合は、自費工事申請書を提出すること
 - ◆ 目的がなくなった不要の切下げ部は、一般部に復旧すること
 - ◆ 駐車場の出入り口については、東京都建築安全条例を遵守するとともに、所轄警察署と事前協議し了解を得ること
 - ◆ 必要に応じ、駐車場出入り口付近の敷地内にカーブミラー等を設置すること
 - ◆ 工事中の仮囲い及び足場等を道路上に設置するときは、道路占用許可申請書を提出すること
 - ◆ 路上工事縮減のため、各種ライフライン供給管の集約と共同施工の実施について検討すること
 - ◆ 敷地内に降った雨水は、接道する道路に直接流さず敷地内で一旦集水し、排水管により公共下水道管に接続するよう計画すること
 - ◆ 敷地からの排水量や下水道管の太さにより接続する管径が異なるため、東京都下水道局東部第一下水道事務所に事前相談（協議）を行うこと
 - ◆ 工事中の土砂等の飛散防止、雑草対策、雨水等流出対策を適切に講じること
 - ◆ 計画地域周辺の道路形状の変更や利用方法が変わるため、道路を利用している関係機関及び地域住民と事前調整を行うこと

その他必要となる届出等

その他道路管理者等と協議が必要となる事項の主な項目について示します。

- ① 自費工事・沿道掘削申請等（協議先：道路課道路占用係、施設保全課）
 - ◆ 工事着手に先立ち、現況道路等の改変を行う場合や掘削等により道路への損害が想定される場合には、事業者の負担において工事並びに必要な措置を行っていただきます
- ② 特殊車両通行許可申請（協議先：管理課管理係）
 - ◆ 工事施工において、資材運搬等において特殊車両を用いる場合、特殊車両の通行には道路管理者の許可が必要となります
 - ※ 通行経路に国道や都道を含む場合は、申請窓口や申請方法が異なります
- ③ 道路切下げ工事・道路使用許可（協議先：所轄警察署）
 - ◆ 自費工事申請における道路切下げ工事の申請には、所轄警察署の合議が必要となります
 - ◆ 道路使用許可申請書は、所轄警察署での申請となります

都市計画法29条（許可申請）

都市計画法第29条に規定する「開発行為の許可」の手続までに必要な土木部と協議を行う内容について示します。

- ① 土地の帰属手続きに関する確認（協議先：道路課計画担当、管理課用地係・境界確定係）
 - ◆ 許可申請までに確定させる必要のある項目は、以下のとおりです
 - ・ 開発区域の面積
 - ・ 道路の起終点
 - ※ 協議完了後に開発行為の許可申請を行ってください

6. 工事完了～供用開始における留意事項

工事完了まで

- ①「変更設計協議書」の提出(道路・公園等施設ごとに作成してください)
(協議先:道路課計画担当、河川公園課計画調整係、施設保全課)
- ◆ 設計協議書の取り交わし後、仕様に変更が生じた場合は、協議により「変更設計協議書」(別紙様式)の作成を行い、提出してください
 - ◆ 変更時期については、工事着手前を含め、適切な時期に随時行ってください
- ※ 工事完了後に竣工図により変更を行うことはしないで下さい
引継ぎ立会い確認時に仕様変更が判明し、施工のやり直しとなった事例がありますので、必ず変更箇所については事前に区と協議を行ってください

- ② 議会承認を要する手続き
- ◆ 議会承認を伴う主な手続きについては、議会開催時期に留意して手続きを進めてください

【手続き内容】	【備 考】
1 路線の認定(新規路線)、起終点の変更	基本的に工事完成後、手続き
2 公園名称の確定	開発行為により提供公園を整備した場合
3 児童遊園名称の確定	開発行為により提供児童遊園を整備した場合
4 児童遊園条例の改正	※「名称の確定」と「条例の改正」の2回承認が必要
5 公衆便所条例の改正	開発行為により公衆便所を整備した場合

- ③ 道路・提供公園等の帰属(協議先:管理課用地係)
- ◆ 道路・提供公園等の帰属に必要な図書は原則、所有権の移転(完了公告の翌日)の前に提出してください
 - ◆ 事業内容により、工区が複数あり先行して道路を築造する必要がある等、所有権の移転を行わずに完了公告を行う必要がある事業については、供用開始までに所有権の移転ができるよう必要図書を提出してください(※事業内容により確認)
 - ◆ 帰属に必要な書類については、以下のとおりです

【提出書類】	【備 考】	添付部数
帰属用地の所有権移転登記について	別紙様式(鑑文)	1 部
登記承諾書	別紙様式に記入の上、提出	1 部
登記原因証明情報	別紙様式に記入の上、提出	1 部
1 印鑑証明書		1 部
2 現在事項一部証明書(法人代表資格証明書)		1 部
3 全部事項証明書(土地登記簿謄本)		1 部
4 開発行為許可書及び協議書の写し		1 部
【関係図面】		
1 案内図		1 部
2 公図写		1 部
3 地積測量図		1 部
4 区有地境界図	区の指示による	1 部

④ 区の道路台帳の登録に必要な関係図書(協議先:管理課境界確定係)

【提出書類】	【縮尺】	【記載事項】	【提出部数 提出様式】
1 道路台帳図		既存図面へ追記 現況幅員が必要(歩車道分離の幅員も必要) であるため、作成時に要相談のこと (区指定の「枠」の提供等)	1 部 紙媒体及び 電子データ
2 路線図	1/500	(本区の管理区域主張線を示した図面)	1 部 紙媒体及び 電子データ
3 現況平面図	1/500	元図は、道路台帳図と一緒にですが、現況地物の 凡例、境界線やその他現況地物の座標が必要 ※ 新設道路の場合は図面が必要 既存道路の場合は作成不要	1 部 電子データ
4 求積図	1/500	座標求積による路線名、地番等表記する。 所有者(区、都、民等)ごとに求積し、 路線で合算面積を出すこと	1 部 紙媒体及び 電子データ
5 網図	1/2500程度 1枚に収める	新設道路の場合、公共測量に準拠する。 利用する基準点を与点に、厳密網平均計算で行う ※ 利用基準点は精度の確認を受けること ※ 路線図がある地区は路線図座標系との整合を とること ※ 与点とする基準点に誤差がある場合、復元 方法の指示を仰ぐこと ※ 成果表等が必要となる場合があります	1 部 紙媒体及び 電子データ
6 公図	1/600程度	① 地番のみ ・ ソニックウェブ(区道路台帳管理システム) の境界確定図の公図 ・ 該当路線に登録済の公図がある場合は、 登録済の公図を修正する ※別途、公図担当者と個別に協議・修正を 依頼する場合があります。 ②地番、地目、所有者、面積を記載 (路線図の公図となります) (注意事項) ※1 新規路線の場合、 ①②の公図の提出が必要です ※2 添付図書の提出データ形式について ① CAD(.dxf)及びDocuworks(.xdw)または AcrobatReader(.pdf)形式にて実物大で出力 色塗り「無し」と「有り」の両方を提出 ② 路線図と同様のデータ形式とする ※3 提出時、①と②で枠が違うため相違が無い ように注意	1 部 電子データ
7 路線別調書		別紙様式	1 部 電子データ

※ 電子データの提出形式は、図面により異なるため提出時に確認(SIMA,DXF,DWG,P21,PDF等)

⑤ 道路の認定(協議先:管理課境界確定係)

◆ 新規路線の認定や既存路線の区域変更を行う際に提出する図書は、以下のとおりです

【提出書類】	【縮尺】	【記載事項】	【備 考】	【添付部数】
1 略図	切りの良い縮尺値とし、1枚に収める	延長・幅員・位置図・略図	区が提供する記載例を参考に作成すること ※	1 部 電子データ
2 求積図	切りの良い縮尺値とし、1枚に収める	方位及び縮尺、求積表、求積図、寸法	座標計算によること ※	1 部 電子データ
3 公図	切りの良い縮尺値とし、1枚に収める	方位及び開発区域周辺を含んだ公図	・開発区域の境界は色塗り ・地番を記入 ※	1 部 電子データ
4 座標値データ			・SIMA	1 部 電子データ
5 その他		地区計画等の資料や説明用資料など		1 部 電子データ

※ 電子データの提出形式は、図面により異なるため提出時に確認(SIMA,DXF,DWG,P21,PDF等)

※ 区域変更後に再度区域変更を行う際は、位置が変わった理由の提示が必要となります
その際は、管理課境界確定係と協議を行ってください

※ 区域変更の場合、区作成の場合もあるため、作成資料を担当に確認すること

⑥ 境界の確定手続き(協議先:管理課用地係・境界確定係)

境界の確定には、新設道路に接続する開発用地所有者及び隣接する住民の合意が必要となります。

◆ 開発用地の所有者が区分所有の場合

区分所有者全員からの合意が必要となります ※売買の時期にご注意ください。

◆ 開発用地に隣接する所有者が区分所有の場合

代表者による合意が必要です

⑦ 道路占用物件の引継手続き(協議先:道路課道路占用係)

インフラ関連の移管については、各インフラ企業者から区に占用申請の提出が必要です。

開発事業者からインフラ企業者に対して引継ぎ依頼及び道路占用手続きの案内をしてください。

引継ぎ予定日より1か月前までには、インフラ企業者から区に占用申請手続きが行えるよう準備をしてください。

完了引継ぎ立会

移管を受ける公共施設が、区の仕様に合致しているかについて、現地にて確認を行います。

立会い確認を行う際に必要な資料は、以下のとおりです。

立会い確認時の必要図書 (協議先:道路課計画担当・河川公園課計画調整係)

【提出書類】	【備 考】	【添付部数】
1 工事竣工図面	下記【確認事項】における設置状況、施工数量が分かるもの	別途※1
2 施工記録写真	不可視部分の確認	1 部※2
3 その他		別途※1

※ 1.立会い確認参加人数分の概要版図面を用意してください。状況に応じ、図面以外の説明資料の準備をお願いすることがありますので、事前に確認してください

※ 2.施工記録写真の撮影内容は、別紙「工事写真撮影手順」及び「建設局工事記録写真撮影基準」を参照してください

完了引継ぎ立会い時の確認事項

設計協議書の内容に適合していることを確認するために対象施設の検査を行います。

- ◆ 「建設局土木工事施工管理基準、同工事記録写真撮影基準」に準拠して施工管理を行ってください
- ◆ 対象施設の規模等により、完了検査だけでなく中間検査を実施する場合がありますので、事前に相談してください(道路:道路課計画担当、公園等:河川公園課計画調整係)
- ◆ 施工不良の場合は、工事のやり直しとなります
- ◆ 不可視部分の確認のための施工記録写真がない場合は、破壊して検査を行います
- ◆ 中間検査実施時には、境界プレート等の確認ができるようにしてください

完了引継ぎ立会いで主に確認する項目については、以下のとおりです。

① 道路・自費工事(立会い:道路課計画担当・施設保全課道路保全係・照明設備係)

【項 目】	【確認事項】
街 築	
側溝、街渠	仕上り・延長・高さ・排水状況等
集水桝	仕上り・排水状況・蓋設置状況等
路面構造物	仕上り・設置状況等
植栽	設置状況・高さ・建築限界・土壌・支柱・生育状況等
電線共同溝	仕上り・延長・設置状況・開閉状況・配管状況等
交通安全施設	
防護柵類	設置状況・高さ・建築限界・見え方・経年変化等
車止め	〃
線形誘導表示板	〃
道路反射鏡	〃
自転車走行空間	〃
道路照明	設置状況・高さ・建築限界・配線・平均照度等
舗 装	
車道舗装	仕上がり・平坦性・端部すりつけ・路面標示・経年変化等
歩道舗装	〃
特殊舗装	〃
その他確認事項	
周辺道路の損傷度合い	
舗装復旧範囲	
残置処理	地先境界ブロック設置位置、仕上げ等

※各項目の詳細は、「建設局土木工事施工管理基準」を参照してください

② 公園等(立会い:河川公園課計画調整係・施設保全課水辺と緑の事務所・照明設備係)

【項 目】	【確認事項】
園路広場	
出入口	平坦性・端部すりつけ・車止め柵設置状況等
園路舗装	平坦性・端部処理等
広場舗装	平坦性・排水状況等
植栽	
高木植栽	生育状況・土壌・支柱等
中低木植栽	生育状況・土壌等
施設整備	
休養施設	設置状況等
遊具	設置状況・動作・安全領域等
水飲み・手洗場	設置状況・動作等
管理施設(標示・柵等)	設置状況・見え方・高さ・間隔等
側溝、桝、管渠	排水状況・すりつけ等
照明器具・時計等	設置状況・高さ・建築限界・配線等

※各項目の詳細は、「建設局土木工事施工管理基準」を参照してください

③ 境界杭・プレート(立会い:管理課用地係)

【項 目】	【確認事項】
境界杭・プレート等	仕上り・設置状況等

引継ぎ立会い後の内容確認

引継ぎ立会い後、区からの指摘事項、修正指示内容等について、議事録を作成し提出してください。
修正内容等については、必要に応じて協議を行います。
(提出・協議先: 道路課計画担当／河川公園課計画調整係)

手直し確認立会い

完了引継ぎ立会い時に指摘した、修正個所の確認を行います。
全ての修正箇所についての現地確認等が完了後、引継ぎ図書の作成を行います。

公共料金の引継ぎ

道路占用物件とは別に、街路灯などの使用料を請負業者等が支払いを行っているものがある場合は、事前に区の該当部署宛に名義変更を行ってください。
(街路灯: 施設保全課照明設備係)

工事完了

都市計画法36条(工事完了の検査)の申請手続きを行ってください。

- ① 引継ぎ図書の作成・提出(提出先:道路→道路課計画担当・公園等→河川公園課計画調整係)
 - ◆ 引継ぎ依頼書(別紙様式)を提出する
 - ◆ 区より回答文書を発行後、引継ぎ図書の提出を行う(提出形態は以下のとおり)

【提出形態】	【備 考】	【添付部数】
1 紙媒体	A3版綴込みファイルにて提出	2 部
2 電子媒体	CD-ROMにて提出 CAD(.dxf)、ビューワー(.xdw)・(.pdf)、画像(.tif)	2 部
3 その他		別途

- ② 引継ぎ図書の構成

【項 目】	【確認事項】	【必要数量】
図面関係		上記による
平面図	工種別	2 部
構造図	工種別	
求積図	敷地全体・各舗装面積・広場面積・植栽地面積等	
数量計算書		
管理用数量表		
材料品調書		
使用材料メーカー一覧	製品名・品番・規格寸法・制作者・連絡先・単価・数量・数量 ・特記事項	
製品カタログ		
電線共同溝関係		
図面	関連図書(整備計画書・引込連系管工事竣工図)	上記による
維持管理用器具	開閉工具類・鍵等	2 組
電気設備		
試験成績書	接地抵抗・絶縁抵抗等	2 部
土壌汚染		
手続書類関連	法定提出図書・告示図等	2 部
橋梁		上記による
図面関係	上記に準ずる	2 部
構造計算書		
材料計算書		
塗装面積計算書		
その他関係資料等		
協議資料	関連機関・地元住民等	2 部
名義変更	公共料金の名義変更	2 部
資産台帳関係		
数量計算書	路線ごとに算出(各舗装面積・延長・幅員等)	2 部
金額一覧	各工作物・立木等	2 部
維持管理資材等		
鍵・工具類	特殊品	2 部
説明書類	製品説明書・製品保証書等	2 部
道路占用物件関係		
引継ぎ依頼書(写)	インフラ企業者への依頼文(写)	2 部

- ③ 土地の帰属に関する必要図書は、前述のとおりです。
※工事完了後、速やかに手続きを完了させるため、余裕を持って申請してください

7. 道路実施設計における検討項目

検討項目

主に基本計画及び基本設計に定めのない事項について検討する項目は、以下のとおりです。

I. 街築

確認

① 歩道

- 1 形態は、原則としてセミフラット形式とする
- 2 やむを得ずマウントアップ形式を採用する場合、155型街きよを使用し、車道面から歩車道縁石の高さ15cm(標準)を確保する
- 3 横断歩道部及び交差点部の街きよブロックは、「中央区型」を使用する
- 4 やむを得ずマウントアップ形式とする場合、車乗り入れ部の街きよブロックは、江東区道路標準構造図集(以下、標準図)のとおりとする
- 5 車乗り入れ部で大型車の出入りや繰返し荷重に対する耐久性が求められる区間での街きよ又はL型側溝については、プレキャスト製(長尺L=2m)を用いる
プレキャスト街きよの構造は、Bタイプ(一体型)とする
- 6 車乗り入れ部の歩道舗装は原則として、セメントコンクリート舗装とし、補強舗装構造は、標準図のとおりとする
- 7 その他、すりつけ勾配、切り下げ延長等は、「建設局 道路工事設計基準」による
なお勾配、延長等の決定は、交通管理者との事前協議を行うこと
- 8 植樹帯及び植樹柵の客土部分に接する街きよブロック裏には標準図のとおり背面補強を施工すること

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

② 排水工

- 1 道路排水のための管きよ(取付管)は、硬質塩化ビニル管(VP φ200)とすること
- 2 L形側溝の構造は別紙図面のとおりにする
- 3 街きよ用集水柵は、地下水位が設置底面以下で効果が認められる場合には、浸透柵の採用を検討するものとし、構造は標準図のとおりとする
- 4 集水柵のふたは、鋼製グレーチング・T25(車乗り入部・歩行者横断部は細目・ノンスリップ)を使用することとし、受枠との隙間は1.5cm未満になるものを使用すること
- 5 集水柵の位置は、車乗り入れ部の大型車出入軌跡から避けること
- 6 現場状況や景観に配慮するなどで特殊な側溝を検討する場合には、維持管理方法などを含めよく検討すること

☐

☐

☐

☐

☐

☐

③ 路面構造物

- 1 民地との境界部には、境石を設置すること
境石工の一般部及び車乗り入れ部の構造は、標準図のとおりとする
- 2 境界標杭は、官民境界の角点、折点に設けるもので、区が支給する
ただし、事前に担当部署(管理課境界確定係)と協議し必要な手続きを行うこと
又、境界標杭の設置工事完了後に確認の立会いを行うこと
- 3 視覚障害者誘導用ブロックの材料は、熔融式アクリル樹脂系点字シートを用いること
なお材料については、十分な強度を有しすべり抵抗性、耐久性、耐摩耗性に優れた材料とすること
設置箇所については、交通安全施設「⑤視覚障害者誘導用シート」の項を参照すること

☐

☐

☐

④ 植栽

- 1 「江東区みどりの基本計画」(令和2年3月)に基づき、みどりのネットワークを形成し、街路樹等の充実を図るものとし、樹種及び樹高等については、十分に協議の上決定すること
- 2 樹種により、植樹柵内の客土深さや防根シートの設置など、生育した樹形を見据えた設計とすること
- 3 高中木の街路樹を植樹する箇所で、やむを得ず埋設物を設置する場合は土被り1.0m以上を確保すること
- 4 植栽に用いる客土は、土壌の乾燥による枯木対策として、植込地用土とバーク堆肥を8対2で配合したものを用いること
- 5 植樹に当たっては、引継ぎ時から1年間の枯木保障を担保すること

☐

☐

☐

☐

☐

⑤ 電線共同溝

- 1 新規道路は、電柱を新設しない計画を原則とし、インフラ事業者が複数存在する場合は、電線共同溝方式を採用すること
- 2 電線共同溝の計画・設計・施工は、下記の法令等に準じて設計を行うこと
 - ・「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」
 - ・「東京都電線共同溝整備マニュアル・同標準構造図集」(東京都建設局)
- 3 特殊部構造は箱型(マンホールタイプ)を原則とし、蓋は鋳鉄製とすること。
- 4 特殊部設置場所は、開閉作業に支障のない配置とするとともに、蓋の開閉方向について事前に協議すること
- 5 特殊部の開閉工具は、維持管理上、共通のものとするため事前に確認を行うこと
- 6 設計にあたっては、植栽に極力支障とならない断面検討を行うこと
- 7 埋戻し材として再生砂(RC-10)は、使用しないこと
- 8 工事完了後、電線共同溝システムへの登録を行うこと
※システム作業を行うことができる電線管理者へ委託すること

☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

Ⅱ. 交通安全施設

確認

① 防護柵類

- 1 横断抑止用の防護柵(以下、横断抑止柵)は、「江東区型ガードパイプ」を標準とする
- 2 横断抑止柵の視認性を高めるため、支柱に反射材(高輝度テープ・黄色)を貼付すること
- 3 横断抑止柵は、乱横断防止のため一般部・植栽帯を問わず連続で設置すること
- 4 公園や公共施設等の出入口で、やむを得ず抜差し式の防護柵を設置する場合は、コンクリート基礎にさや管を設け、根元は砂やごみが入らないようプレート付支柱とする
また、江東区指定の鍵(シリンダー錠45mmNo.30E-069)を設置すること
- 5 横断抑止柵の割付について
 - i. 横断歩道の端部と横断抑止柵の支柱との位置を合わせ開口部分を最小限とし、歩行者が斜め横断しないよう計画をすること
 - ii. 歩行者横断帯付近の横断抑止柵等の設置については、街きょブロックによる段差でつまづくことのないよう、街きょブロックの端部から割付を行うこと
- 6 ボラード(車止め)は、車両の歩道への乗り上げ防止、切下げ部等からの歩道一般部への車両進入防止の目的で設ける
- 7 幅員が広い歩道部において切下げを設ける場合、切下げ部両端の歩道上には車止めを設置することとし、設置間隔は、歩行者等の通行を考慮し1.5mとする
- 8 ボラードの高さは60cm以上とし、相応の強度を有するものを使用すること
- 9 材質はステンレス製を基本とし、柱頭部には高輝度の反射材を取付けること
- 10 ボラードを抜差し式とする場合は、コンクリート基礎にさや管を設け、プレート付支柱とする
また、江東区指定の鍵(シリンダー錠45mmNo.30E069)を設置すること。
なお地中落し込み型は、変形した際に機能しなくなるため使用しないこと
- 11 ボラード本体をボルトで固定するタイプは、使用しないこと

☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

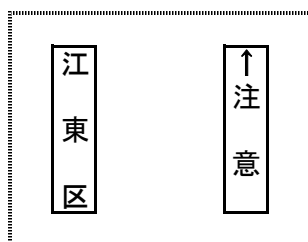
② 線形誘導表示板

- 1 線形誘導表示板は、防護柵上に取り付けるものとし、色彩、位置、取付方法等は交通管理者と協議を行い決定すること

☐

③ 道路反射鏡

- 1 道路反射鏡の形式は、一面鏡または二面鏡、丸型で直径800mmとし、鏡面材料はメタクリル樹脂製とする。
- 2 支柱には、江東区管理を示す、下図のシールを貼付すること

☐
☐


- ④ 自転車通行空間
- 1 「江東区自転車利用環境推進方針」(平成28年3月)に基づき、自転車通行空間を整備すること ☐
 - 2 整備形態については、「建設局 自転車走行空間整備に関する設計マニュアル」を参考にするとともに、沿道環境、道路幅員、接続道路の整備状況等を考慮し、交通管理者と協議を行い、決定すること ☐
- ⑤ 視覚障害者誘導用シート
- 1 「東京都福祉のまちづくり条例及び同施設整備マニュアル」に則り、横断歩道部直近の歩道、広い中央分離帯には視覚障害者誘導用シートを設置する ☐
 - 2 その他視覚障害者がよく利用する施設、駅、バス停留所などの交通結節点を結ぶ道路の歩道上にも同様にシートの設置を検討する ☐

Ⅲ・道路照明

確認

- ① 設置位置等
- 1 東京都建設局 令和4年度道路工事設計基準を満たすこと ☐
 - 2 通行する動線を妨げないこと ☐
 - 3 街路樹等の配置間隔に留意し、生育後も遮光されない位置を選定すること ☐
 - 4 植込地内の設置は、極力避けること ☐
- ② 照明灯の種類
- 1 光源はLEDを標準とする ☐
 - 2 電源電圧は200Vを標準とするが、負荷によっては100Vとなる場合があることから担当部署と協議を行い、決定すること ☐
 - 3 平均水平面照度及び照度均斉度については担当部署と協議を行い、決定すること ☐
- ③ 灯具
- 1 灯具の光源寿命は、60,000時間以上とする ☐
 - 2 JIS Z9110「照度基準」における不快グレア(GR段階)は、50以下とする ☐
 - 3 灯具の色は、本区指定色(ブリリアントブラウン)を標準とする ☐
 - 4 灯具の発光色は、昼白色とする ☐
 - 5 灯具のポール挿入径は、φ60.5もしくはφ76.3とする ☐
 - 6 灯具には、落下防止ワイヤーを取り付けること ☐
 - 7 引込柱を設置する場合は、引込柱で点灯制御する仕様とすること ☐
 - 8 光害対策ガイドライン(令和3年3月 環境省)を満たすものを使用すること ☐
- ④ 灯柱および共架アームの種類
- 1 使用する灯柱は、ベース式、鋼管製を標準とする ☐
 - 2 強度等については、JIL1003(日本照明工業会規格)を準拠すること ☐
 - 3 灯柱・アームの表面処理は、溶融亜鉛メッキ後にリン酸系の化成処理を施し、アルミフレーク入りフッ素樹脂(ベースフロンメタリック)指定色(ブリリアントブラウン)塗装仕上げとし、指定範囲部分に貼紙防止塗装を施すこと(別色を使用する場合は、別途協議とする) ☐
 - 4 引込ニップルなどのネジ切加工部分は、錆止め処理を行うこと ☐
 - 5 埋込式の灯柱は地中配線用として、ポールのGL-500部分に150×75の貫通穴を設けること ☐
 - 6 開口部の向きについては、別途協議すること ☐
 - 7 灯柱の開口部内に、防水型ブレーカー、フック、接地用端子を取り付けること
電源が単独引き込みの場合、防水型ブレーカーは自動点滅器対応のテストスイッチ付の漏電遮断器を設置することとし、それ以外は担当部署と協議すること ☐
 - 8 灯柱の開口部は、ポール径139.8以上はトツレス仕様(ボルトは江東区仕様)とし、蓋の取付ボルトは2点留め、ステンレス(SUS304)製とする ☐
 - 9 灯柱設計高さ6m以上とする場合は、テーパーポール仕様とする ☐
 - 10 灯具の落下事故防止のため、落下防止ワイヤーが取付出来る仕様とすること ☐
 - 11 灯柱には、区管理の照明器具であることを示す標示シールを取り付けること
(標示シールに記載する管理番号は協議を行うこと) ☐

⑤ 引込柱

- 1 仕様については、「④灯柱および共架アームの種類(1～7)」に準じる
- 2 高さは、GL+5.0mを標準とし、引込線の道路横断がある場合は5.5mとする
また高さが不足する場合は、架線アームを取り付けること
- 3 下部に開口部を設け、開口部内に接地端子を取り付けること
開口部の蓋蓋の取付ボルトは2点留め、ステンレス(SUS304)製とする

☐
☐
☐

⑥ 灯柱及び引込柱基礎

- 1 基礎方式は、捨型枠(スパイラルダクト)を使用し、現場でコンクリート打設する施工を標準とする
- 2 ベース式の灯柱を使用する場合は以下の点に留意すること
灯柱は、リブ無し構造(タフベース式)とする
 - ・ アンカーボルト・ナットはステンレス(SUS304)製とする
 - ・ ナットはダブルナット留めとし、汚損防止のキャップを取り付けること
 - ・ アンカーボルトは、ケミカルアンカーを用いることもできる
- 3 基礎コンクリートの仕上げは、水が溜まらないよう極僅かなテーパー仕上げとし、GL面との間に段差が生じないようにすること
ただし、植栽地内の場合は一定の段差を作ること

☐
☐
☐

⑦ 分電盤

- 1 分電盤は、ポール取付型を標準とし、材質はステンレス製とする。
- 2 開口部に判別用のアクリル製名称板(樹脂製、文字彫り込み)を取り付けること
名称等については、別途協議を行うこと
- 3 切替スイッチは、富士電機AR型相当を標準とする。
- 4 鍵は、タキゲン製No.200を標準とする。
- 5 回路数が多岐にわたる場合や、地中引込の場合等は、自立型分電盤を採用する
- 6 自立型分電盤の仕様は、下記のとおりとする

☐
☐
☐
☐
☐

材質	ステンレス 鋼板製の場合は、亜鉛溶射メッキ後にステンコート仕上げ
色	別途協議(焼付塗装・貼紙防止塗装)
厚み	扉2.0mm以上 ボディー1.5mm以上
鍵	タキゲン製A-316-3
盤名称	別途協議にて決定
窓	網入ガラス

- 7 回路は、自動点滅器(JIS II型・かがつう製)制御とし、COSを付属させること
- 8 分電盤には、必ず接地端子を設けること
- 9 分電盤内に設置業者(元請及び下請の電気工事店)の会社名および電話番号、
- 10 接地抵抗の測定日、測定値の表示を行うこと
- 11 端子板には、必ず回路標示を行うこと
- 12 完成後、分電盤内に回路図(ケースに収納)を入れること

☐
☐
☐
☐
☐

⑧ 配管

- 1 地中配管は、波付硬質ポリエチレン管(FEP)とし埋設標示テープ(2重折)、埋設標示杭(80×80×300)または埋設標示鋸を設置すること
- 2 地中配管は、植栽内には敷設しないこと
- 3 地中配管は、ケーブル1条につき、1本とする
- 4 埋設深さは、GL-600mmを標準とするが、車道横断部(切り下げ部を含む)は、埋設深さGL-800もしくはGL-1200mmとし、ヒューム管φ150で保護すること
- 5 埋設深さは、設置個所ごとに条件が異なるため別途協議を行うこと
- 6 地中配管の灯柱内立上げは、開口部までとし配管端部に防水処理を施すこと(ネオシール可)
- 7 地中配管の曲がり(ポール内立ち上がりも含め)3曲がりまでとする
 - ・ 4曲がりになる場合は、3曲がり目でハンドホールを設置すること
- 8 樹木の周辺に配管を敷設する際は、防根シートを埋設すること

☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

- 9 露出配管とする場合は、厚鋼電線管(亜鉛メッキ)とするが、状況に応じて防水プリカチューブを使用してもよい ☐
- 10 露出配管の支持は、2m毎とし支持材は、溶融亜鉛メッキ品又はステンレス製を用いること ☐
- 11 露出配管の接続は、防水型カップリングを使用すること ☐

⑨ 配線

- 1 ケーブル配線とし、灯柱内は平形ビニルシースケーブル(VVFケーブル)を用いる ☐
- 2 地中配線には、ポリエチレンシースケーブル(EM-CE)を用いる ☐
- 3 使用ケーブル径は、原則として1.6mm以上(VVF)、3.5mm²以上(EM-CE)とする
なおケーブル径の選定にあたっては、区間ごとの始動時電圧降下に留意すること ☐
- 4 地中での分岐及びハンドホール内の分岐は行わないこと ☐
- 5 アース線は単独線で配線を行うこと ☐
 - ・ 3C以上のケーブルを使用し、そのうち1線をアースに使用することは厳禁
- 6 灯柱内配線は結束すると共に、行先標示及び色テープ巻きを必ず行うこと ☐
- 7 ハンドホール内の配線は、行先標示(パウチで作成)を必ず行うとともに、余長ケーブルを1巻入れておくこと ☐
 - ・ ビニールテープ(色付)で回路が分かるようにするとともに、分電盤内も同様に色付テープでケーブルを区別し、ケーブルの判別を容易にすること
- 8 故障時に備え、基数が多い場合は千鳥配線を検討すること(別途協議を行うこと) ☐

⑩ ハンドホール

- 1 ハンドホールは□450×600を標準とし、鉄蓋はφ450を標準とする
なお化粧蓋は、原則使用しないこと ☐
- 2 蓋は、中耐圧とし、車両通行箇所は、耐荷重6tもしくは8tとする
また滑り止め仕様については、別途協議を行うこと ☐
- 3 蓋は電気用のものを使用し、蓋の標記は「電」とする。 ☐
- 4 設置間隔は50mに1箇所を標準とし、配管の曲がり角が4曲がりとなる場合は、3曲がり目でハンドホールを設置すること ☐
- 5 ハンドホールは、原則として植栽内には敷設しないこと ☐
- 6 ハンドホール内は、原則として水抜き穴(φ50程度)を設置すること ☐
 - ・ 水抜き穴は、キャップで閉塞できる構造とする

⑪ プルボックス

- 1 材質は、溶融亜鉛メッキ品かステンレス製とすること ☐
- 2 防水型とし、接地端子付とすること ☐
- 3 大きさは、配線に余裕を持った大きさを使用すること ☐
- 4 プルボックス内には余長ケーブルを1巻入れておくこと ☐
- 5 水抜き穴φ10を設けること ☐
- 6 プルボックスは、容易に点検できる場所に設置すること ☐
- 7 プルボックスの支持点数は、4箇所以上とすること ☐
- 8 取付面の隙間に雨水が入らないよう、シリコンコーキングを全周に施すこと ☐

⑫ 絶縁・接地

- 1 完成後、絶縁測定値を一覧表にして提出すること ☐
 - ・ 絶縁抵抗の初期値は、100MΩ以上を目安とする
- 2 接地は、安定器及び灯具について確実にすること ☐
- 3 接地種別はD種であるが30Ω以下を目安とする ☐
 - ・ 灯柱アース線は、IV5.5mm²を使用し、他はIV2.0mm²を使用する
- 4 接地は、各灯柱ごとに行うこと ☐
- 5 接地の行先表示に請負社名及び接地抵抗の測定日、測定値を記入すること ☐
- 6 露出配管及びプルボックス、防水プリカチューブ、防水カップリングの接地を適切に行うこと ☐

IV・舗装

確認

① 車道

- 1 車道は、アスファルト舗装とし、特定の箇所においては、半たわみ性舗装、すべり止め舗装にて整備する

☐

② 車道アスファルト舗装の設計

- 1 舗装の構造設計は、原則としてTA法(所要等値層厚)により検討するとともに、江東区が定める「車道舗装構造図」(標準図参照)を基に決定する
- 2 路床は、舗装の下厚さ約1mの土の部分と言い、路床の設計には軟弱地盤の改良部分や、しゃ断層等も含まれる(路床は、設計CBRを3以上に改良する)
- 3 設計CBRが2、特1、特2の軟弱な路床に直接舗装を行う場合は、路床の土が路盤に進入するのを防止する目的でしゃ断層を設ける

☐
☐
☐

③ 特殊舗装

- 1 すべり止め舗装は、車輛のすべりによる交通事故が多発する危険のある箇所として、交差点、横断歩道、踏切、急な屈曲部及び急な下り坂等に用いる
- 2 すべり止め舗装の材質は、「合成樹脂材料(2.5～5.0mm)」とする
- 3 特殊舗装の使用を検討している場合には、事前に交通管理者と協議のうえ採用すること

☐
☐
☐

④ 歩道

- 1 舗装は、透水性アスファルト舗装を標準とする
- 2 都市景観、まちづくり方針、接続区道路との調和等により、透水性インターロッキングブロック舗装(以下ILB舗装という)を採用する場合は、維持管理方法を含め十分に協議すること
- 3 透水性アスファルト舗装及び透水性ILB舗装の標準構造図は、「歩道舗装構造図」(標準図参照)のとおりとする。
- 4 ILB舗装の形状、材質、色彩、表面(テクスチャ)等は、標準品を採用すること
- 5 ILB舗装の仕上げで端部の隙間が5cm以下の場合は、モルタルで隙間を充てんすること
- 6 平板・レンガ舗装、大型ILB(300×300)等は、採用しないこと

☐
☐
☐
☐
☐
☐

V. 設計協議図面

設計協議に提出する主な図面は、以下のとおりです。

【図書名称】	【縮尺】	【記載事項】	【添付部数】
1 現況図	A3縮小出力で1/1000程度まで	方位、縮尺 事業区域の境界 事業区域内及びその周辺の道路、河川、公園、公共施設等の位置 主要地点における地盤高さ	2 部
2 道路計画平面図	A3縮小出力で1/1000程度まで	方位、縮尺、凡例、道路構造諸元 事業区域の境界(移管する道路部分を色分け) 計画高さ(勾配変化点の高さ、区間距離) 道路幅員、隅切り長 曲線半径 交通安全施設の設置位置、形状 (防護柵・車止め・視線誘導表示等) 既存道路との接続位置、形状 測点 側溝の種別・名称 舗装種別 歩道切下げ位置・形状・舗装種別 照明設備の位置・形状 植栽帯・街路樹樹の位置・形状・樹種等 信号機・標識等の位置・形状	2 部

【図書名称】	【縮尺】	【記載事項】	【添付部数】
3 道路横断面図	A3縮小出力で1/200程度まで	縮尺、凡例 幅員構成(車道、歩道、自転車通行帯、路肩、中央帯、停車帯、植栽帯等の構成幅員) 横断勾配 道路境界 測点 地下埋設物の位置・形状・種別 民地側との取り合い	2 部
4 道路縦断面図	A3縮小出力で1/1000程度まで	縮尺、凡例 勾配、盛土・切土高、計画高、地盤高 追加距離、単距離、測点 縦断曲線延長、曲線変化高 平面曲線部	2 部
5 車両軌跡図	A3縮小出力で1/250程度まで	車両軌跡 交差点部、切り下げ部	2 部
6 照度分布図	A3縮小出力で1/1000程度まで	平均照度、最大照度、最小照度、均斉度 照明器具、光源、器具高さ、設置灯数	2 部
7 標準構造図	A3縮小出力で1/50程度まで	縮尺、凡例 街築、排水施設、交通安全施設、舗装、照明施設 基本計画協議時に添付した標準図と異なる仕様の材料を用いる場合は、その詳細構造図を添付	2 部
8 排水計画平面図	A3縮小出力で1/1000程度まで	方位、縮尺、凡例 排水施設の位置、管径、取付勾配、距離、深さ 人孔の位置、人孔間の距離等 側溝の種別・名称 計画高さ(勾配変化点の高さ、区間距離)	2 部
9 道路占用物配置平面図(参考)	A3縮小出力で1/1000程度まで	道路法第32条第1項に定める工作物、物件、施設のうち、地上に設置されているもの	2 部
10 その他		1 上記の構造諸元の記載事項を定めた決定経緯を記したものの根拠資料の一覧表 2 その他道路管理者が必要と認める図書	2 部

VI. 設計協議の実施

区及び交通管理者、関係機関、地先住民等と協議を行い、了解を得てください。

VII. 設計協議の完了

「設計協議書(別紙様式)」の提出後、区の回答をもって、設計協議の完了とみなします。

8. 提出様式一覧

別紙様式一覧

1	線形協議の依頼文	交通管理者との協議(道路法第95条の2)【事業者→区】
2	道路線形協議書(参考)	交通管理者との協議(道路法第95条の2)【区→警視庁】
3	線形協議回答書(参考)	交通管理者との協議回答通知(道路法第95条の2)【区→事業者】
4	設計協議書	事業者→区
5	変更設計協議書	事業者→区
6	設計協議回答書(参考)	区→事業者
7	変更設計協議回答書(参考)	区→事業者
8	管理引継ぎ依頼書	事業者→区
9	管理引継ぎ回答書	区→事業者
10	帰属用地の所有権移転登記について	事業者→区
11	登記承諾書	事業者→区
12	登記原因証明情報	事業者→区
13	工事写真撮影手順	参考資料

様式・資料関係

令和●●年●●月●●日

江東区長 ○○○○ 殿

(会社住所)

(会社名)

(役職名) (氏名)

●●計画・開発道路等に関する道路法第95条の2に基づく交通管理者との設計協議手続について（依頼）

●●計画において、貴区へ帰属予定の開発道路及び関連して改築する区道に関する設計内容について、交通管理者との調整が整いましたので、道路法第95条の2に基づく設計協議手続を依頼いたします。

記

- 1 事業名称 ●●計画 ○○工事
- 2 協議箇所 江東区●●○丁目▲番地先
①開発区域内新設道路
②特別区道江●●号
③特別区道江○○号
- 3 整備予定期間 令和●●年○月～令和▲年△月
- 4 設計概要 添付資料の通り
- 5 添付資料 現況平面図
計画平面図
現況・計画重ね図
案内図【参考】

連絡先 ※必ず事業者の連絡先とすること

(会社名)

(所属・担当者名)

電話 ●●－●●●－●●●

以上

●江土道第●●●●号
令和●年●月●●日

警視庁●●警察署長 殿

江東区長
○○○○

●●計画・開発道路等の設計について（協議）

標記のことについて、道路法第95条の2に基づき下記のとおり協議いたします。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事業名称 | ●●計画 ○○工事 |
| 2 | 協議箇所 | 江東区●●○丁目▲番地先
①開発区域内新設道路
②特別区道●●号
③特別区道○○号 |
| 3 | 整備予定期間 | 令和●年○月～令和▲年△月 |
| 4 | 設計概要 | 添付資料の通り |
| 5 | 添付資料 | 現況平面図
計画平面図
現況・計画重ね図
案内図【参考】 |

連絡先
土木部道路課計画担当：○○
TEL 03－3647－9346

●江土道第●●●●号

令和●年●月●●日

(会社名)

(役職名) (氏名) 殿

江東区長 ○○○○

●●計画・開発道路等に関する道路法95条の2に基づく交通管理者との設計協議について (通知)

令和●年●月●日付、依頼を受けました標記の件について、下記のとおり協議を行い交通管理者より回答がありましたので、別紙のとおり写しを添付し、通知いたします。

記

添付資料

- ① 区から警視庁への協議文書
「●●計画・開発道路等の設計について (協議)」 (写)
- ② 警視庁から区への回答文書【(文書番号)】
「(文書件名)」 (写)

※図面省略

連絡先 江東区 土木部 道路課
計画担当 ○○
TEL 03-3647-9346

以上

令和●年●月●日

江東区長 ○○○○ 殿

(会社住所)
(会社名)
(役職名) (氏名)

●●計画に伴う新設道路等に関する設計協議について

令和●年●月●日付、都市計画法第32条の規定による協議書の協議事項に基づき、開発区域内開発道路及び特別区道●●号の設計について協議いたします。

記

- 1 事業名称 ●●計画
- 2 協議箇所 江東区●●○丁目▲番地先
 - ①開発区域内新設道路
 - ②特別区道●●号
- 3 工事予定期間 令和●年○月～令和▲年△月
- 4 添付資料
 - ① 設計協議図面 一式
 - ② 都市計画法第32条協議書(写)【参考】
 - (③ その他参考資料)

連絡先 ※必ず事業者の連絡先とすること
(会社名)
(所属・担当者名)
電話 ●●－●●●－●●●●

令和●●年●●月●●日

江東区長 ○○○○ 殿

(会社住所)
(会社名)
(役職名) (氏名)

●●計画に伴う新設道路等に関する設計について（変更協議）

都市計画法第32条の規定により協議した、令和●●年●●月●●日付、協議書の協議事項に基づき、開発区域内開発道路及び特別区道●●号の設計について協議いたします。

記

- 1 事業名称 ●●計画
- 2 協議箇所 江東区●●○丁目▲番地先
 ①開発区域内新設道路
 ②特別区道●●号
- 3 工事予定期間 令和●●年●●月～令和▲年▲月
- 4 添付資料 ① 設計協議図面 一式
 ② 都市計画法第32条協議書(写)【参考】
 (③ その他参考資料)

連絡先 ※必ず事業者の連絡先とすること
(会社名)
(所属・担当者名)
電話 ●●－●●●●－●●●●

●江土道第●●●●号
令和●年●月●日

(会社名)
(役職名) (氏名) 殿

江東区長
○○○○

●●計画に伴う新設道路等に関する設計協議について（回答）

令和●年●月●日付、協議のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 協議内容については同意いたします。
- 2 特別区道●●号の施工に際しては、道路法第 24 条の規定に基づく自費工事施行承認申請の手続きを行うこと。
- 3 施工中における本協議箇所の維持管理については、本区への管理引継ぎまで適切に行うこと。
- 4 本協議箇所の管理引継ぎ時期については最終街区竣工後とする。具体的な時期については別途本区と協議を行うこと。
- 5 本協議において未確定の事項については、改めて本区と協議を行うこと。
- 6 開発状況の変化等に伴い、協議内容を変更する必要がある場合は、改めて本区と協議を行うこと。

連絡先
土木部道路課計画担当：○○
TEL 03－3647－9346

●江土道第●●●●号
令和●年●月●日

(会社名)
(役職名) (氏名) 殿

江東区長
○○○○

●●計画に伴う新設道路等に関する変更設計協議について（回答）

令和●年●月●日付、協議のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 協議内容については同意いたします。
- 2 特別区道●●号の施工に際しては、道路法第 24 条の規定に基づく自費工事施行承認申請の手続きを行うこと。
- 3 施工中における本協議箇所の維持管理については、本区への管理引継ぎまで適切に行うこと。
- 4 本協議箇所の管理引継ぎ時期については最終街区竣工後とする。具体的な時期については別途本区と協議を行うこと。
- 5 本協議において未確定の事項については、改めて本区と協議を行うこと。
- 6 開発状況の変化等に伴い、協議内容を変更する必要がある場合は、改めて本区と協議を行うこと。

連絡先
土木部道路課計画担当：○○
TEL 03－3647－9346

令和●年●月●日

江東区長
○○○○ 殿

(会社名)
(役職名)(氏名)

●●計画に伴う新設道路等の管理引継ぎについて(依頼)

標記の件について、貴所に移管予定の道路について、下記の通り管理の引継ぎを依頼いたします。

記

1 管理引継ぎの根拠となる関連協議の結果通知番号及び年月日

○江都都第●●●●号	都市計画法 第32条同意	令和○○年○月○日
○江土道第●●●●号	設計協議	令和○○年○月○日
○江土道第●●●●号	変更協議	令和○○年○月○日

- 2 路線名
- ①新設道路
(予定路線番号：特別区道●●号)
- ②特別区道●●号 工事区域
- 3 引継ぎ範囲 案内図の通り
- 4 立会検査実施日 令和●年●月●日
- 5 管理引継予定日 令和●年●月●日

連絡先 ※必ず事業者の連絡先とすること
(会社名)
(所属・担当者名)
電話 ●●－●●●－●●●

●江土道第●●●●号
令和●年●月●日

(会社名)
(役職名) (氏名) 殿

江東区長 ○○○○

●●計画に伴う新設道路等の管理引継ぎについて (回答)

令和●年●月●日付で依頼がありました標記の件について、下記の
通り回答いたします。

記

- 1 当該路線については、令和●年●月●日より本区にて管理を引継
ぎます。
- 2 管理引継ぎ後の維持管理については、別途締結する「●●の維持
管理等に関する協定」によるものとします。
- 3 管理引継ぎにあたっては、本区が定める「道路移管の手引き」に
基づき、引継ぎ図書を提出してください。

連絡先
土木部道路課計画担当：○○
TEL 03-3647-9346

令和 年 月 日

江東区長 ○ ○ ○ ○ 殿

所 在 東京都○○区○○○丁目○番○号
名 称 ○ ○ ○ ○ 株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

帰属用地の所有権移転登記について

令和○○年○○月○○日付開発行為許可第○○－○号に係る下記土地については、都市計画法第 40 条第 2 項の規定に基づき、工事完了公告の翌日に貴区に帰属することとなります。

つきましては、下記土地に関する書類を提出しますので、所有権移転の登記をして頂きますよう、宜しくお願いいたします。

記

- 1 区に帰属となる土地
- (1) 所 在 江東区○○丁目○○番○○
- (2) 地 目
- (3) 面 積 m²

- (提出書類)
- (1) 登記承諾書
- (2) 登記原因証明情報
- (3) 印鑑証明書
- (4) 現在事項一部証明書(法人代表者資格証明書)
- (5) 全部事項証明書(土地登記簿謄本)
- (6) 開発行為許可書(開発許可協議書写)

- (関係図面)
- (1) 案内図
- (2) 公図写
- (3) 地積測量図

-
- (4) 区有地境界図（区の指示による）

登 記 承 諾 書

下記の土地は、都市計画法第 40 条第 2 項の規定に基づき、工事完了公告の翌日(令和 年 月 日)において、江東区に帰属したので、所有権移転登記について承諾します。

なお、この土地には所有権以外の権利の登記はありません。

令和 年 月 日

住 所(所 在) △△区○○ 丁目 番
氏 名(名 称) ○○○○株式会社
代表取締役 □□ □□ 印

江東区長 ○ ○ ○ ○ 殿

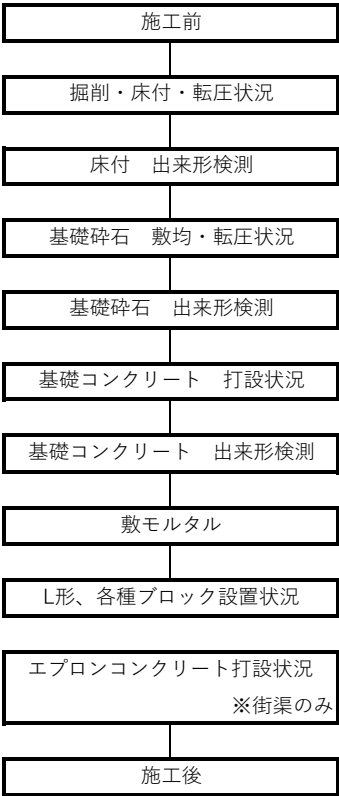
土地の表示

所 在	江東区○○ 丁目			
地 番	地 目	地 積 (㎡)		摘 要
番				
番				
番				

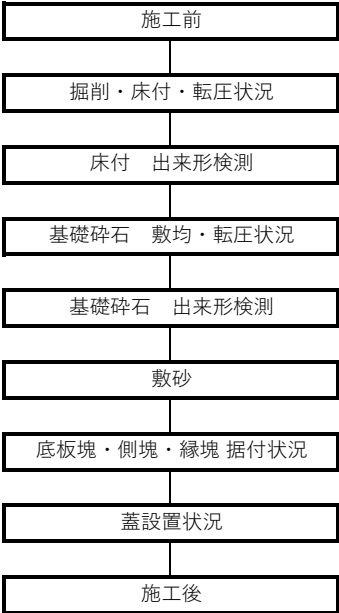
以下余白

工事写真撮影手順

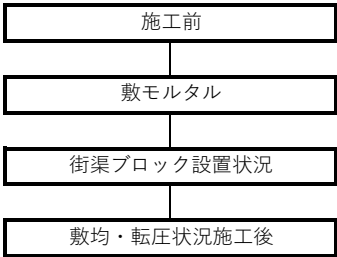
L形側溝、街渠、境石、植樹帯縁石等



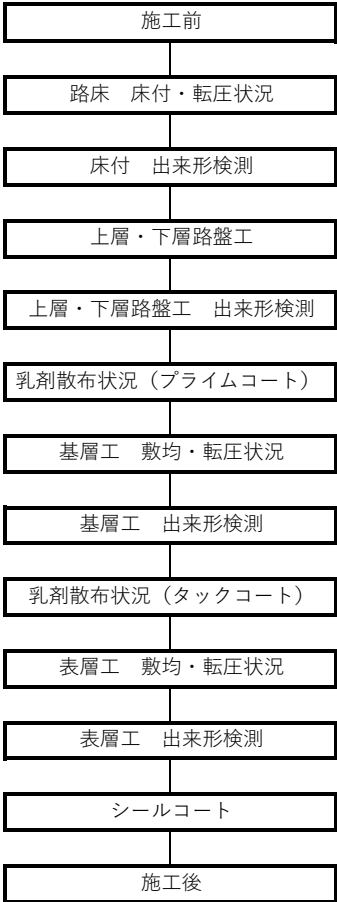
集水樹



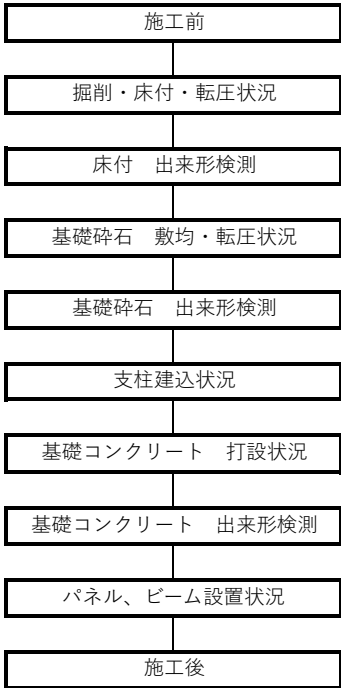
街渠(既設エプロン使用)



アスファルト舗装



横断抑止柵、車止め、街路灯等



区画線



植栽(移植)工



※ 特記事項

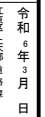
- ここに記載したものは一例であり、その他の工事写真は、東京都建設局工事記録写真撮影基準を参考に撮影すること。
- 全景の施工前、施工後を撮影すること。
- 工事完了後、目に見えない部分は、細かく撮影し、整理すること。

標準構造図集

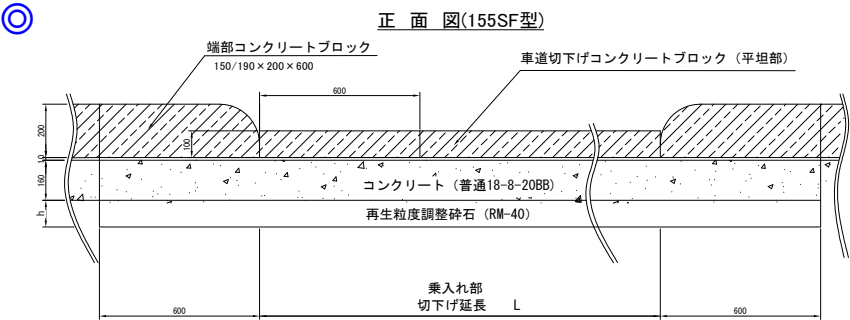
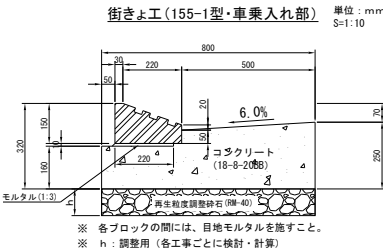
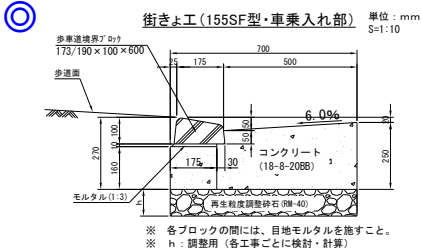
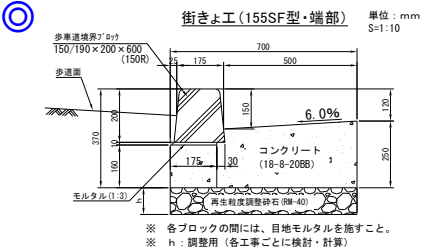
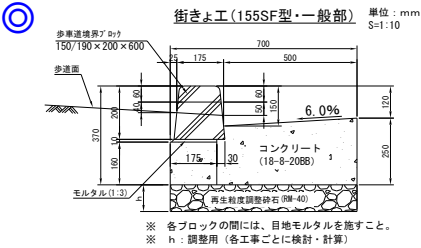
凡例

- | | |
|----|--|
| ◎ | 新設道路において標準的に用いる構造 |
| ○ | 新設道路において現場条件等に応じて用いる構造 |
| 無印 | 基本的に新設道路において用いることはないが、
既存道路の現況復旧などの際に用いることがある構造 |

S=1:10



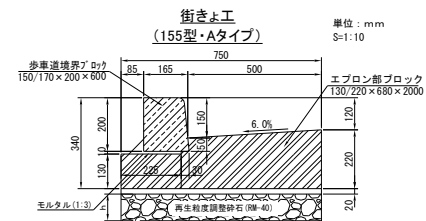
街きょ工 (2/5) S=1:10



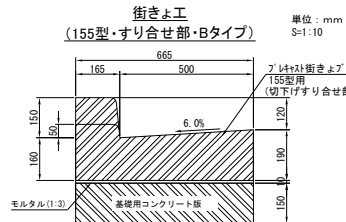
工事番号	江東区土木部 道路課 令和 6 年度第 号	図面番号	全21 葉の内 2
工事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集		
工事箇所			
図名	排水工一街きょ工(2/5)		
縮尺	S=1:10		
課長	係長	担当係長	照査者
設計者	製図		
			江東区土木部 道路課
			令和 6 年 3 月 日

街きょ工 (3/5)

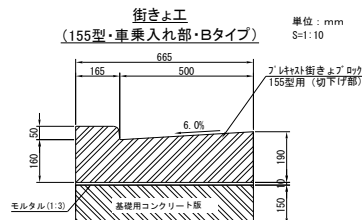
S=1:10



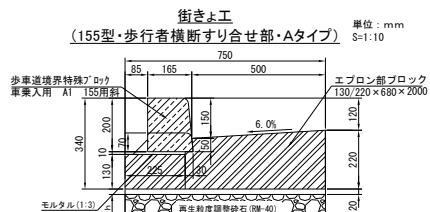
- ※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。
- ※ h: 調整用 (各工事ごとに検討・計算)
- ※ プレキャスト基礎ブロックは、連結金具で接続すること。



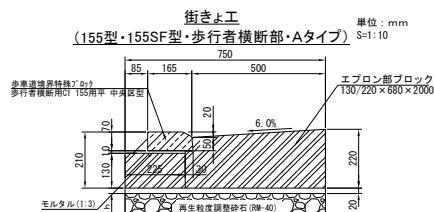
- ※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。
- ※ プレキャストブロックは、連結金具で接続すること。



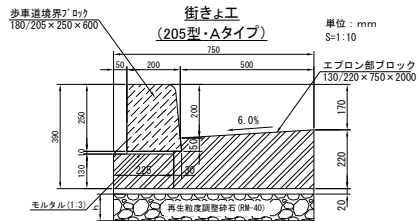
- ※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。
- ※ プレキャストブロックは、連結金具で接続すること。



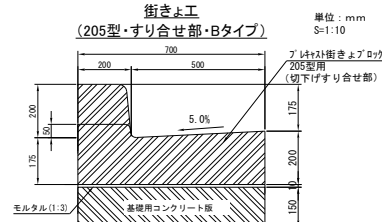
- ※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。
- ※ h: 調整用 (各工事ごとに検討・計算)
- ※ プレキャスト基礎ブロックは、連結金具で接続すること。



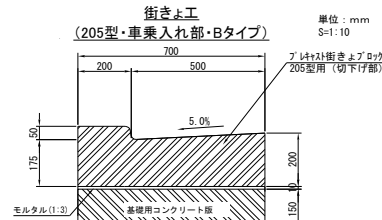
- ※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。
- ※ h: 調整用 (各工事ごとに検討・計算)
- ※ プレキャスト基礎ブロックは、連結金具で接続すること。



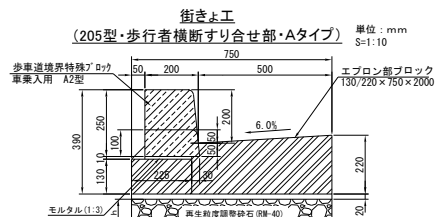
- ※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。
- ※ h: 調整用 (各工事ごとに検討・計算)
- ※ プレキャスト基礎ブロックは、連結金具で接続すること。



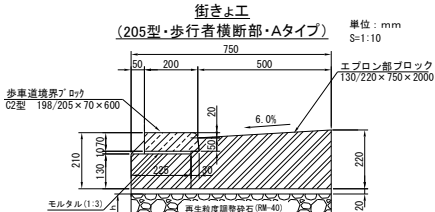
- ※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。
- ※ プレキャストブロックは、連結金具で接続すること。



- ※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。
- ※ プレキャストブロックは、連結金具で接続すること。



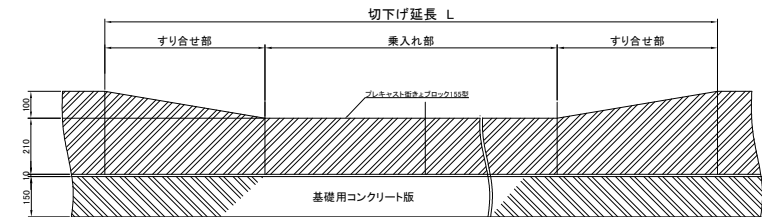
- ※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。
- ※ h: 調整用 (各工事ごとに検討・計算)
- ※ プレキャスト基礎ブロックは、連結金具で接続すること。



- ※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。
- ※ h: 調整用 (各工事ごとに検討・計算)
- ※ プレキャスト基礎ブロックは、連結金具で接続すること。

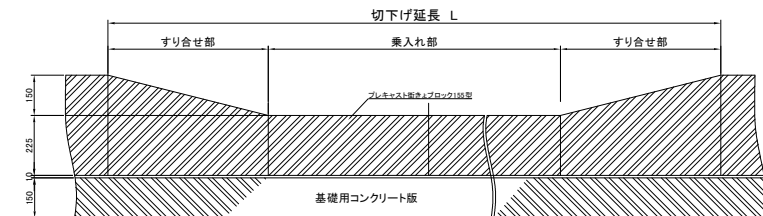
正面図(155型・Bタイプ)

単位: mm



正面図(205型・Bタイプ)

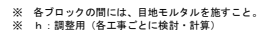
単位: mm



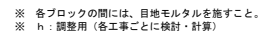
工事番号	江東区土木部道路課令和6年度第 号	図面番号	全21葉の内 3
工事件名	土木部道路課工事係標準構造図集		
工事箇所			
図名	排水工－街きょ工(3/5)		
縮尺	S=1:10		
課長	係長	担当係長	照査者
設計者	製図	製図	製図
			令和6年3月 日

S=1:10

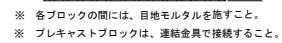
單位：mm
S=1:10



單位：mm
S=1:10



單位：mm
S=1:10



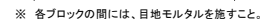
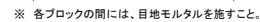
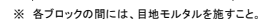
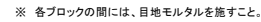
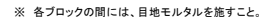
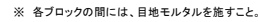
端部コンクリートブロック
150/190×200×600

Figure 1 is a cross-sectional diagram of a roadbed structure. It shows a cross-section of a roadbed with various layers and dimensions. The top layer is labeled "エプロン部ブロック" (Apron block) and has a width of 600. Below it is a layer of "再生粒度調整砕石 (RM-40)" (Recycled granular material (RM-40)). The bottom layer is labeled "乗入れ部 切下げ延長 L" (Shoulder extension L). The total width of the roadbed is 600. The height of the roadbed is 200. The diagram also shows a cross-section of a roadbed with a shoulder extension L. The shoulder extension L is labeled "乗入れ部 切下げ延長 L".

※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。

工事番号	江東区土木部 道路課 令和 6 年度第 号			図面番号	全 21 葉の内 4	
工事事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集					
工事箇所						
図 名	排水工一街きょ工(4/5)				江東区土木部 道路課	
縮 尺	S=1:10					
課 長	係 長	担当者	照査者	設計者		製 図

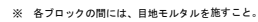
S=1:10



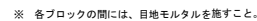
工事番号		江東区土木部 道路課 令和 6 年度 第 号		図面番号 全 21 葉の内 5	
工事事件名 土木部道路課工事係 標準構造図集					
工事箇所					
図 名		排水工－街きよ工(5/5)			
縮 尺		S=1:10			
課 長	係 長	担当係長	照査者	設計者	製 図

S=1:10

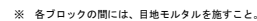
S=1:10
單位:mm



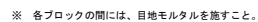
部) S=1:10
單位:mm



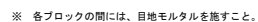
3) S=1:10
單位:mm



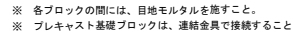
(300B・歩行者横断すり合せ部)



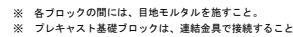
部) S=1:10
單位:mm



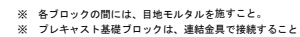
S=1:10
單位:mm



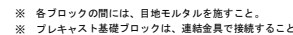
S=1:10
單位:mm



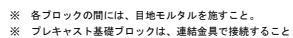
(300B・車乗入れ部・プレキャスト基礎) S=1:10
単位:mm



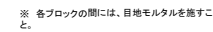
(300B・歩行者横断すり合せ部・プレキャスト基礎) S=1:10
単位:mm



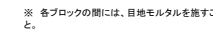
(300B・歩行者横断部・プレキャスト基礎) S=1:10
単位:mm



②) 單位:mm

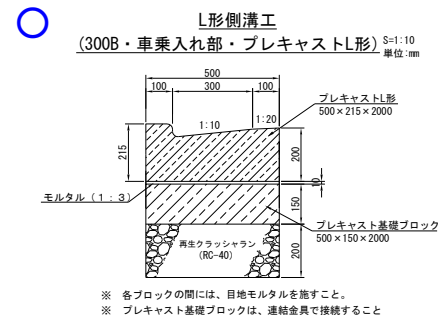
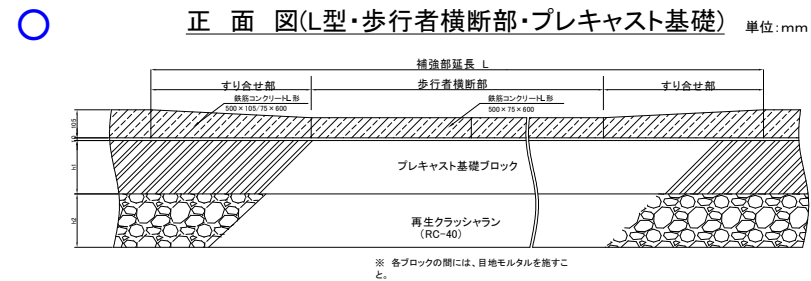
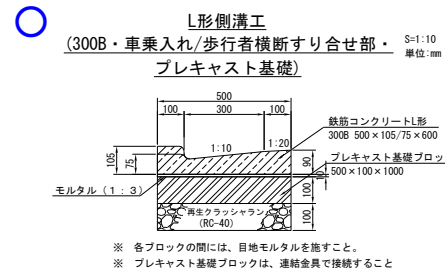
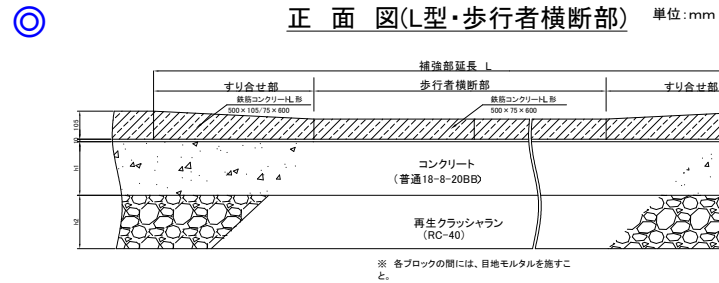
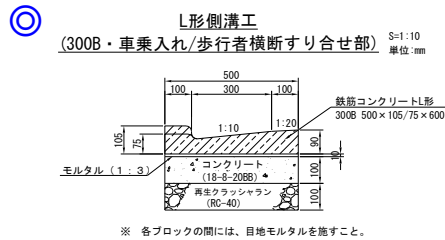


單位:mm



工事番号	江草区 土木部 道路課 令和 年度第 号	図面番号	全21 葉の内 7	
工事事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集			
工事箇所				
図 名	排水工-L形側溝工(1/3)		江草区 土木部 道路課 令和 年 月 日	
縮 尺	S=1:10			
課 長	係 長	担当係長		照査者
		設計者		製 図

L形側溝工 (2/3) S=1:10

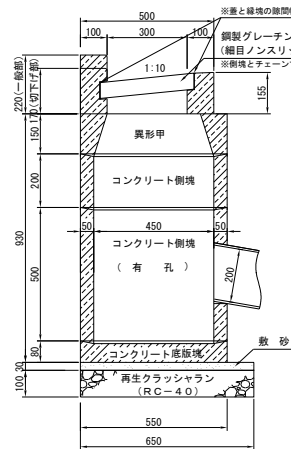


工事番号	江東区土木部道路課 令和 6 年度第 号	図面番号	全21 葉の内 6
工事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集		
工事箇所	排水工-L形側溝工(2/3)		
図 名	排水工-L形側溝工(2/3)		
縮 尺	S=1:10		
課 長	係 長	担当係長	照査者
設計者	製 図		
			江東区土木部道路課
			令和 6 年 3 月 日

L形側溝工 (3/3) S=1:10

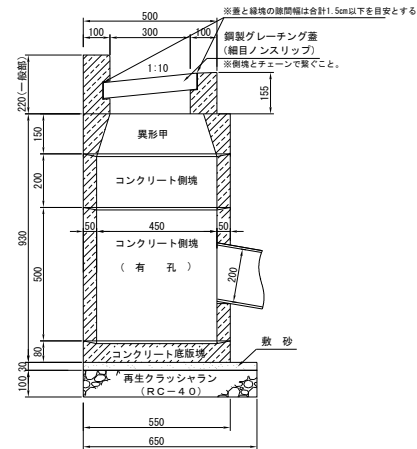


L形側溝工用集水ます工 (300B・すり合わせ部) S=1:10
単位:mm



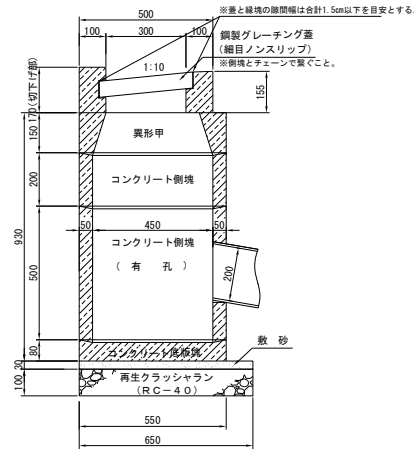
※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。

L形側溝工用集水ます工 (300B・一般部) S=1:10
単位:mm



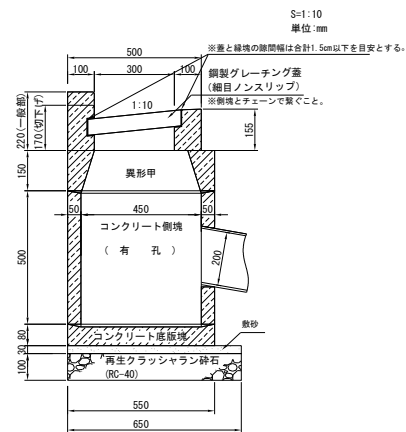
※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。

L形側溝工用集水ます工 (300B・車乗入れ部) S=1:10
単位:mm



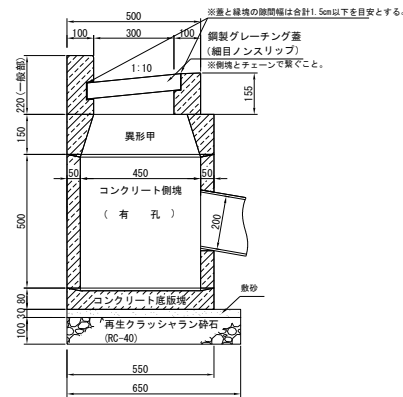
※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。

L形側溝工用集水ます工 (300B・すり合わせ部・浅ます) S=1:10
単位:mm



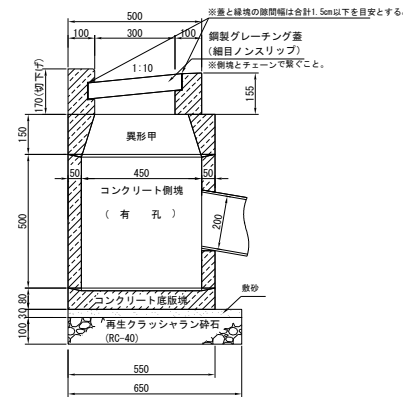
※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。

L形側溝工用集水ます工 (300B・浅ます・一般部) S=1:10
単位:mm



※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。

L形側溝工用集水ます工 (300B・浅ます・車乗入れ部) S=1:10
単位:mm



※ 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。

工事番号	江東区土木部 道路課 令和 6 年度第 号	図面番号	全21 葉の内 9
工事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集		
工事箇所			
図 名	排水工-L形側溝工(3/3)		
縮 尺	S=1:10		
課 長	係 長	担当係長	照査者
設計者	製 図		
			江東区土木部 道路課
			令和 6 年 3 月 日

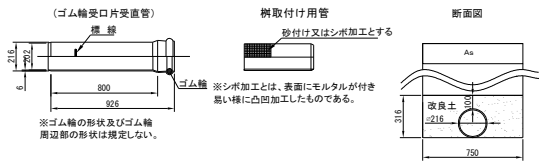
取付管工・分離帯工

S=各図参照



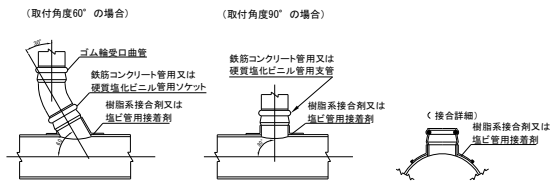
取付管布設及び支管取付工（φ200塩ビ管）

単位:mm
S=1:20



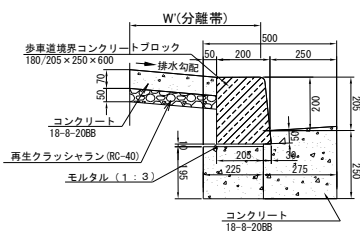
ソケット標準取付け図

単位:mm
S=1:20



中央分離帯工

S=1:10
単位:mm

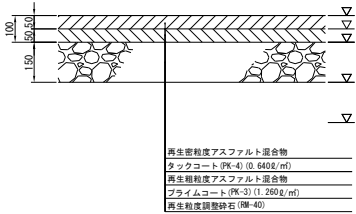


工事番号	江東区土木部 道路課 令和 6 年度第 号	図面番号	全21 葉の内 10
工事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集		
工事箇所	排水工-取付管工・分離帯工		
図 名	各図参照		
縮 尺	各図参照		
課 長	係 長	担当係長	照査者
設計者	製 図		
			江東区土木部 道路課
			令和 6 年 3 月 日

◎ 車道舗装工 (1) S=1:10

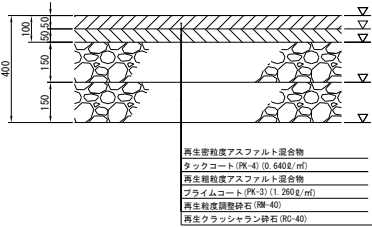
車道舗装工 (25型)

S=1:10
単位: mm



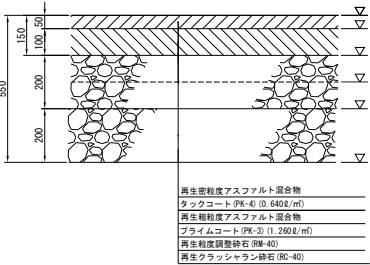
車道舗装工 (40型)

S=1:10
単位: mm



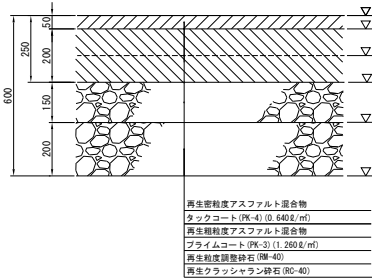
車道舗装工 (55型)

S=1:10
単位: mm



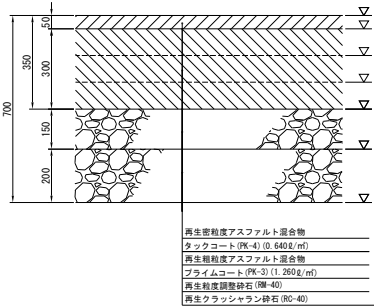
車道舗装工 (60型)

S=1:10
単位: mm



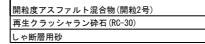
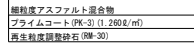
車道舗装工 (70型)

S=1:10
単位: mm

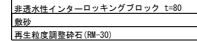


工事番号	江東区土木部 道路課 令和 6 年度第 号	図面番号	全21 葉の内 11
工事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集		
工事箇所	舗装工-車道舗装工(1)		
図 名	舗装工-車道舗装工(1)		
縮 尺	S=1:10		
課 長	係 長	担当係長	照査者
設計者	製 図	江東区土木部道路課	
			令和 6 年 3 月 日

S=1 : 10

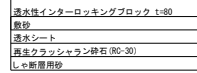


單位



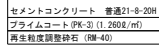
C

S=1:1
單位:

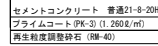


○

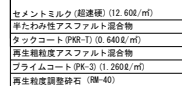
S=1:10
單位:m



○

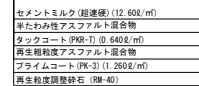


— 單位: r



©

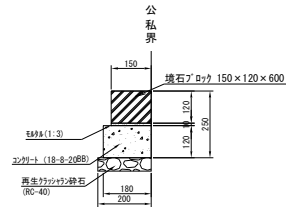
S=1:10
單位: mm



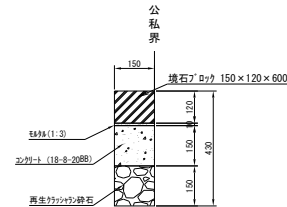
工事番号	江東区 土部 道踏線 令和 6 年度第 号			図面番号	全 21 葉の内 14
工事事件名	土部道踏線工事係 標準構造図集				
工事箇所					
図 名	舗装工 - 歩道舗装工				江東区 土部 道踏線 令和 6 年 3 月 日
縮 尺	S=1:10				
課 長	係 長	造橋係長	照査者	設計者	
製 図					

◎ 境石工・植栽縁石工 S=各図参照

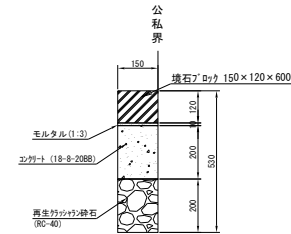
境石工(一般部) S=1:10
単位:mm



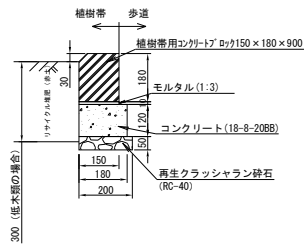
境石工(乗入部:A~C型) S=1:10
単位:mm



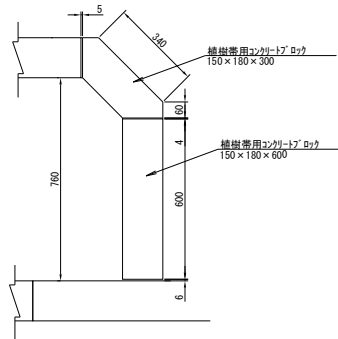
境石工(乗入部:D型) S=1:10
単位:mm



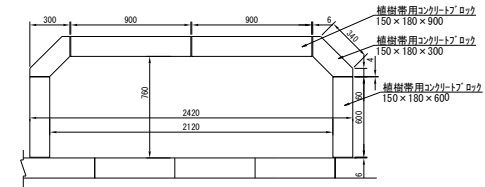
植樹帯縁石工(直線部) S=1:10
単位:mm



植樹帯縁石工(端部・G-1) S=1:10
単位:mm



植樹ます工(T-1) S=1:20
単位:mm

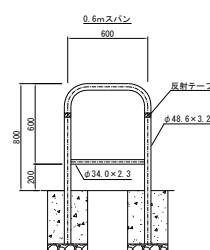
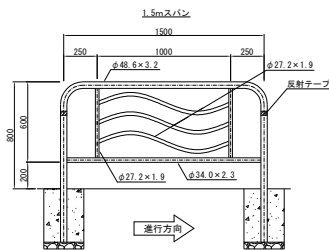
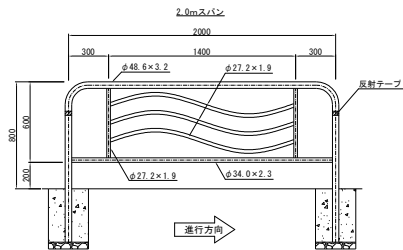
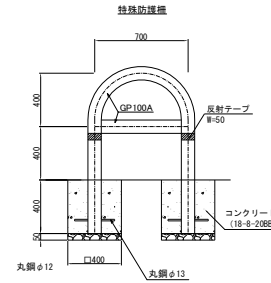
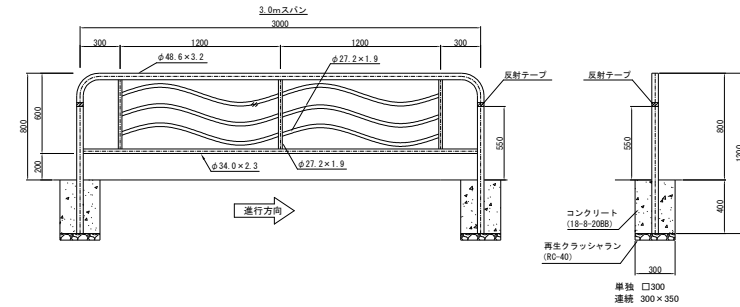


工事番号	江東区土木部 道路課 令和 6 年度第 号	図面番号	全 21 葉の内 15
工事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集		
工事箇所	街路工-境石工・植樹帯工		
縮 尺	S=1:10		
課 長	係 長	担当係長	照査者
設計者	製 図	令和 6 年 3 月 日	

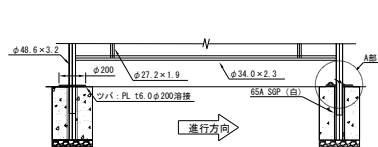
防護柵工(1/2) S=各図参照



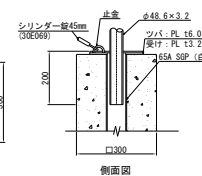
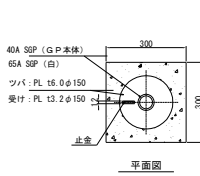
江東区型ガードパイプ設置工 単位:mm
S=1:20



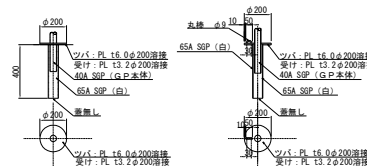
抜き差し式(鍵付き) 単位:mm
S=1:20



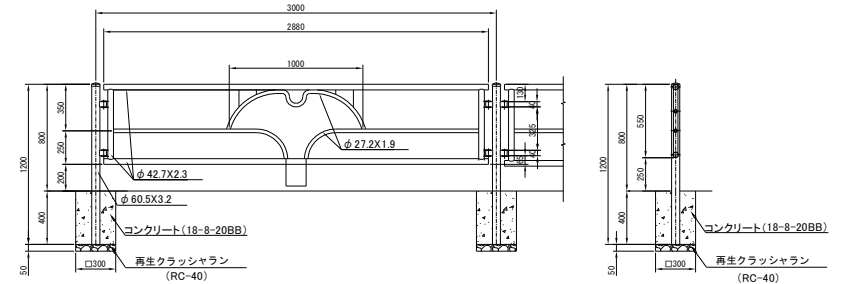
A部詳細図 単位:mm
S=1:10



輪管詳細図 単位:mm
S=1:2



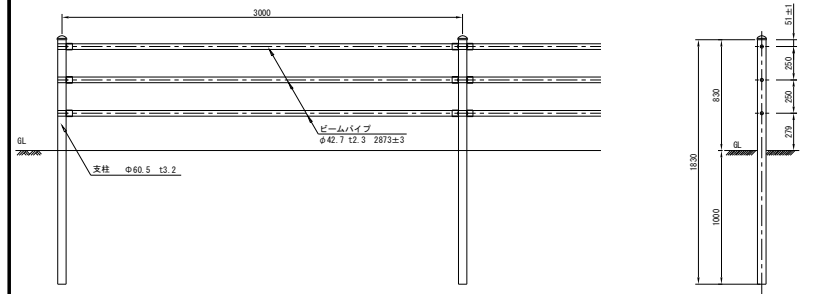
東京都型ガードパイプ設置工 単位:mm
S=1:20



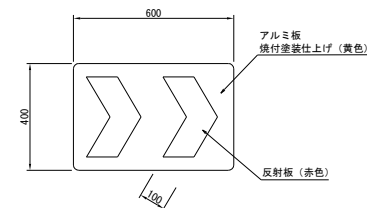
※都区境の横断抑止柵についてはそれぞれ単独基礎とし
支柱間隔150mm以下となるよう施工すること



中央分離帯用横断防止柵設置工
(Gp-P1-Pc 土中用・横柵型) 単位:mm
S=1:20

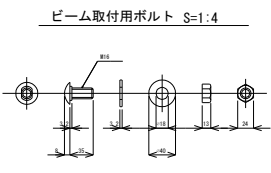
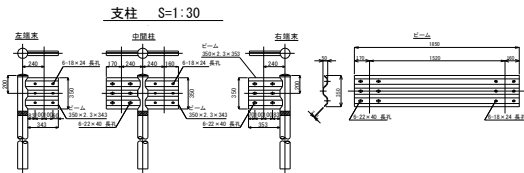
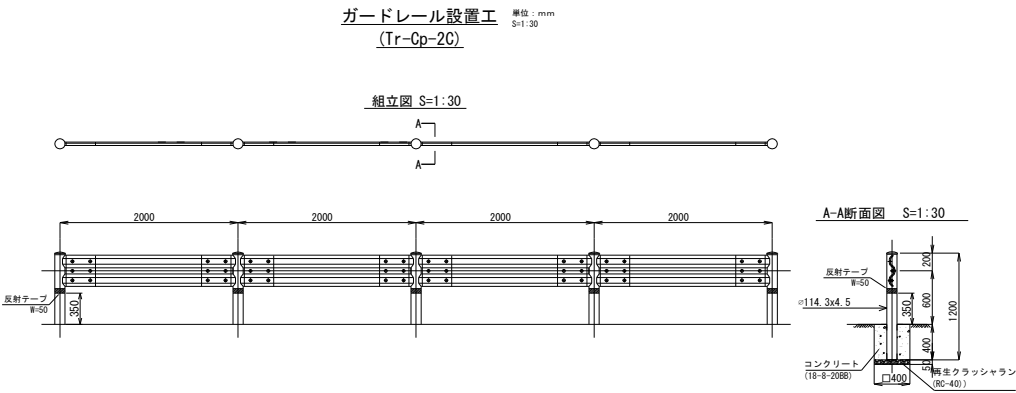
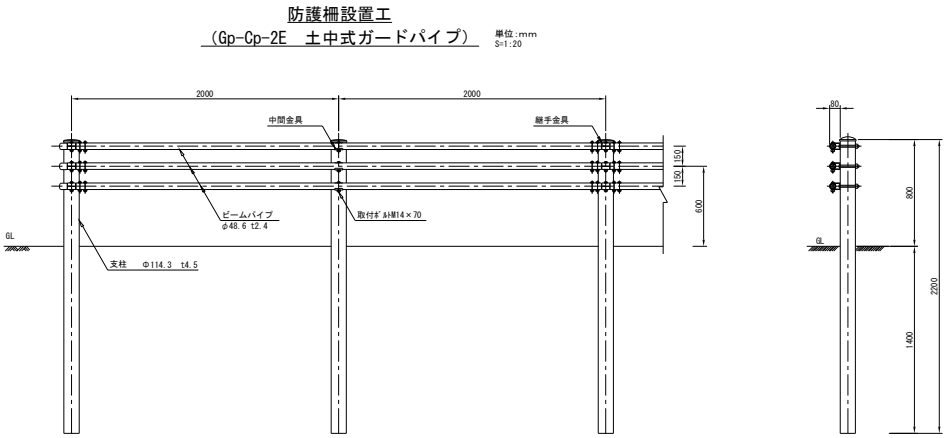


線形誘導標設置工 S=1:10
単位:mm



工事番号	江東区土木部道路課 令和 6 年度第 号	図面番号	全 21 葉の内 16
工事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集		
工事箇所			
図 名	交通安全施設工-防護柵工(1/2)	縮 尺	各図参照
課 長	係 長	調査係長	照査者
設計者	製 図	江東区土木部道路課	令和 6 年 3 月 日

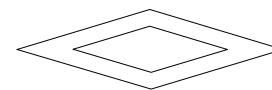
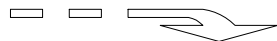
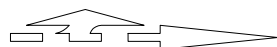
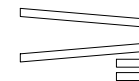
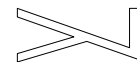
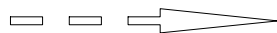
◎ 防護柵工 (2/2) S=各図参照



工事番号	江東区 土木部 道路課 令和 6 年度第 号	図面番号	全 21 葉の内 17
工事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集		
工事箇所	交通安全施設工－防護柵工(2/2)		
図 名	各図参照	縮 尺	各図参照
課 長	係 長	担当係長	照査者
設計者	製 図	江東区 土木部 道路課	令和 6 年 3 月 日

区画線工

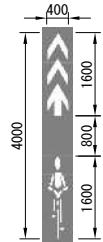
S=各図参照



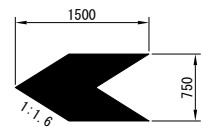
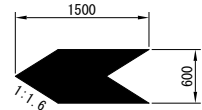
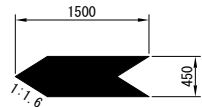
工事番号	江東区土木部道路課 令和 6 年度第 号		図面番号	全 21 葉の内 18			
工事事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集						
工事箇所							
図 名	交通安全施設工 - 区画線工			江東区 土木部 道路課	令和 6 年 3 月 日		
縮 尺	各国参照						
課 長	係 長	担当係長	照査者			設計者	製 図

◎ 路面標示工（自転車通行空間） S=各図参照

自転車ナビマーク規格 S=Free
単位:mm

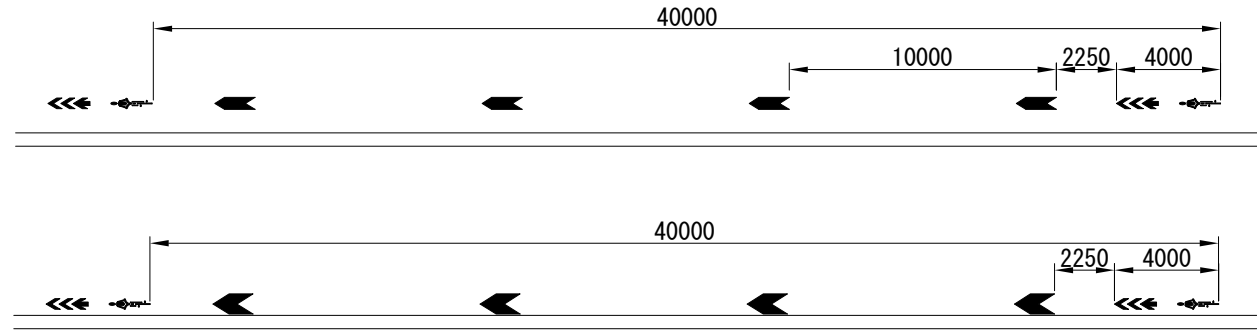


自転車ナビライン規格 S=1:30
単位:mm

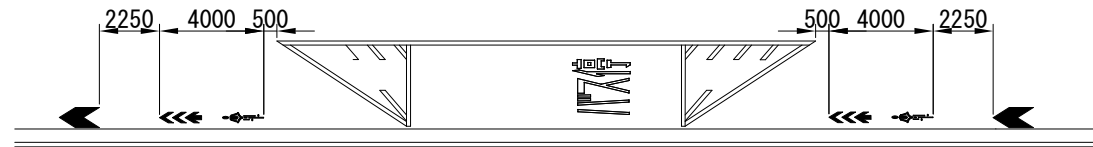


自転車ナビラインの色彩は青色とする。

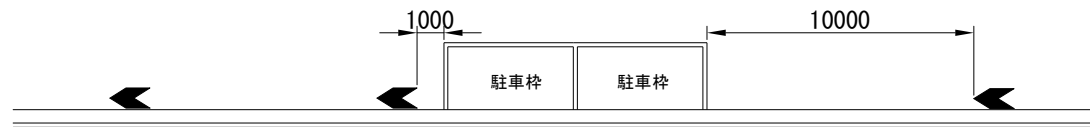
単路部 S=1:100
単位:mm



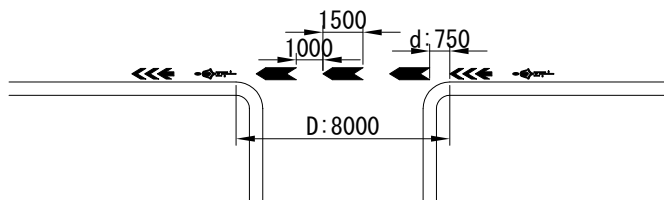
バス停部 S=1:100
単位:mm



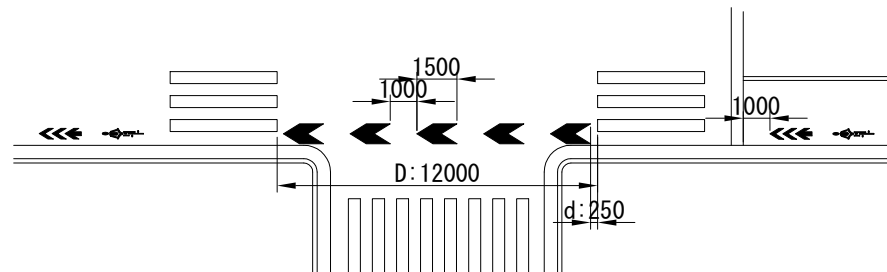
時間制限駐車区間部 S=1:100
単位:mm



交差点部（横断歩道無） S=1:100
単位:mm



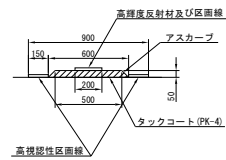
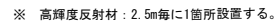
交差点部（横断歩道有） S=1:100
単位:mm



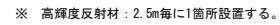
工事番号	江東区土木部道路課 令和6年度第 号	図面番号	全21葉の内 19
工事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集		
工事箇所			
図名	交通安全施設工－路面標示工(自転車)		
縮尺	各図参照		
課長	係長	担当係長	照査者
設計者	製図		
			江東区土木部道路課
			令和6年3月 日

S=各図参照

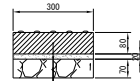
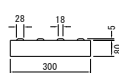
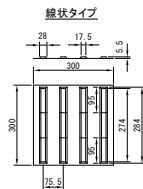
單位: mm
S=1:20



單位:mm
S=1:20



S=1:10
單位:mm

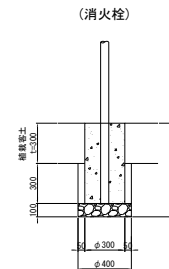
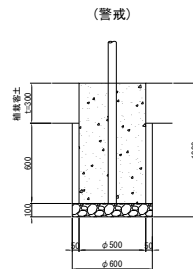
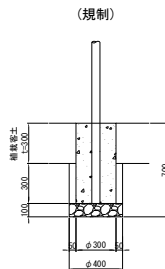
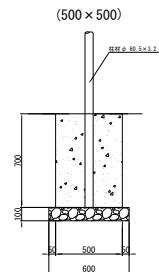
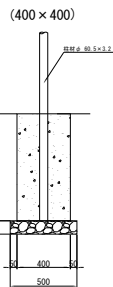


視覚障害者誘導用ブロック (300×300×80)
敷砂
再生粒度調整碎石 (RM-30)

S=1:10
單位:mm

單位:mm
S=1-20

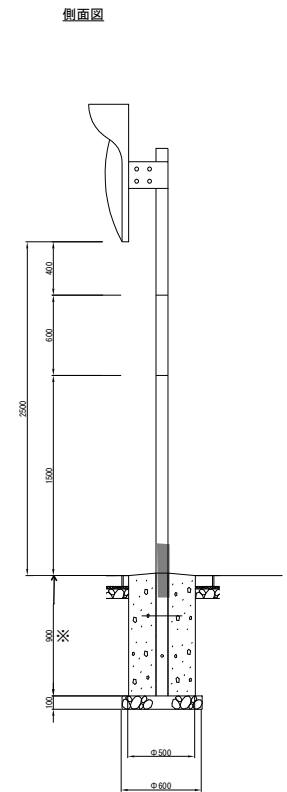
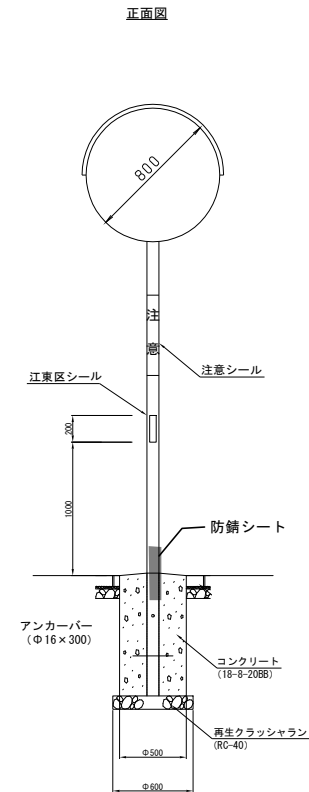
(看板サイズ 600×450)



單位：mm
S=1:20

S=1:20

道路反射鏡設置工



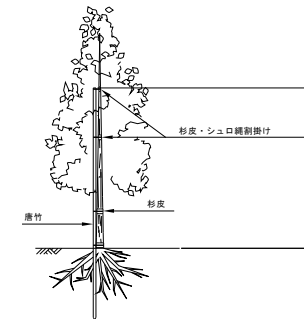
※2面鏡の場合は1,200

支柱
・1面鏡の場合 $\phi 76.3 \times 3.2 \times 4,000$
・2面鏡の場合 $\phi 89.1 \times 3.2 \times 4,400$

工事番号	江東区土木部 道路課 令和 6 年度 第 号		図面番号	全 21 葉の内 20		
工事事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集					
工事箇所						
図 名	交通安全施設工－その他安全施設工				江東区 土木部 道路課 令和 6 年 3 月 日	
縮 尺	各国参照					
課 長	係 長	担当係長	照査者	設計者		製 図

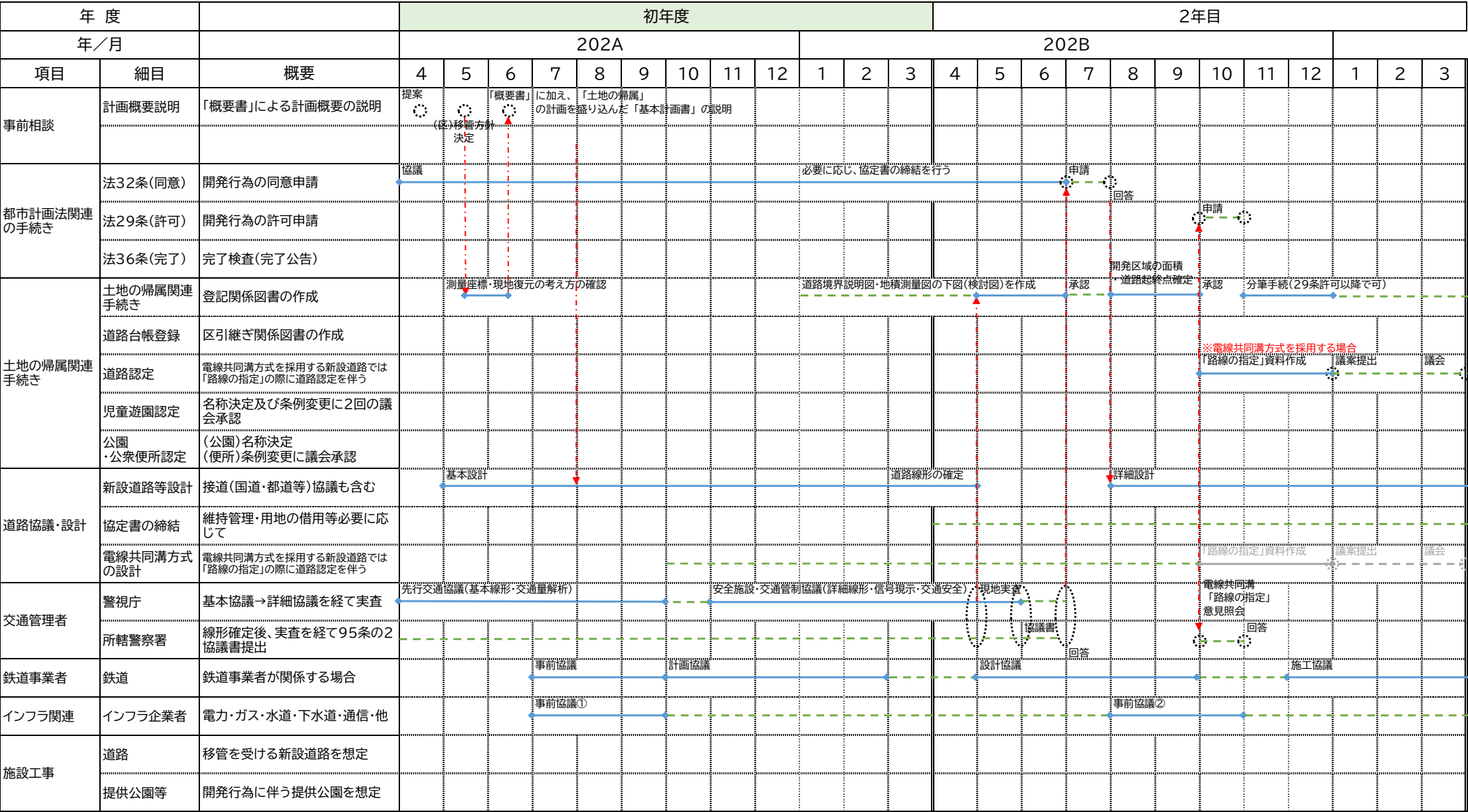
S=1 : 30

S=1:30
單位:mm



工事番号	江東区 土木部 道路課 令和 6 年度第 第 号 図面番号				全 21 葉の内 21		
工事事件名	土木部道路課工事係 標準構造図集						
工事箇所							
図 名	植栽工				江東区 土木部 道路課	令和 6 年 3 月 日	
縮 尺	S=1:30						
課 長	係 長	担当者	照査者	設計者			製 図

(参考)事業全体スケジュール



※完了公告と移管道路等の引継ぎが同時期とならない場合は別途協議
(次工区の建築工事施工のための道路整備で、道路管理者への引継ぎは建築物完成後以降となる場合等)